

週報

十一月十七日號

第一七〇號

昭和十五年十一月十七日發

（郵便物認可）

（每週一回水曜日發行）



五錢

國民學校制
產業報國運動の新展開
大陸の衛生（上）
代用燃料の話
機械
日ソの國交調整
戰時統制物資講座（8）

附錄 事變經過一覽表（昭和十四年版）

露光量違いにより重複撮影



お米を大切に

食糧充實運動

週報 (第170号)

—内閣情報部編纂—

國民學校制 文部省

産業報國運動の新展開

厚生省

大陸の衛生

陸軍省

八・用・燃・料の話 商工省

戦時統制物資講座

機械 商工省

日ソ國交の調整 外務省

最近公布の法令 内閣省

女性省

一月五日(金)

陸軍省、支那新中央政府樹立問題に關し意見一致
▼英の陸相、情勢相更迭
▼ソ聯、ブルガリア通商協定成立

一月六日(土)

久瀨宮朝權王殿下中支より御歸還
▼興亞院會議、支那新中央政府樹立の運動支援に決す
▼明年度公債發行五十七億八千餘萬圓と決定

一月七日(日)

滿蒙國境確定委員會、第一次ハルビン會議開催
▼日ソ通商豫備交渉モスコに開始
▼陸軍始大觀兵式、大元帥陛下の

一月九日(火)

復臨を期ぎ代々木練兵場に舉行
▼支那新中央政府基本對策廢除決定、帝國新政府支援に關する聲明發表
▼英佛土通商財政協定成立報告

一月十日(水)

生絲製絲統制規則公布
▼皇后陛下季節保育事業に七萬圓御下賜
▼昭和十四年の本邦對外貿易額出超八億五百四十萬圓と大藏省發表

一月十一日(木)

興亞院連絡部長官會議南京に開催
▼支那新中央政府支援に一決
▼南支方面十二月下旬以來の敵機撃滅五十五機と支那方面陸隊報道部發表

露光量違いにより重複撮影



お米を大切に

食糧充實運動

週報 (第二七〇號)

内閣情報部編輯

國民學校制 文部省

産業報國運動の新展開

厚生省

大陸の衛生

陸軍省

代用燃料の話 商工省

戦時統制物資講座

機械 商工省

日ソ國交の調整 外務省

最近公布の法令 内閣官房

文部省推定圖書より

一月五日(金)

▽陸軍省部、支那新中央政府樹立問題に關し意見一致
▽英の陸相、情報相更迭
▽ソ聯、ブルガリア通商協定成立

一月六日(土)

▽久瀨宮朝臨王殿下中支より御歸還
▽興亞院會議、支那新中央政府樹立の運動支援に決す

一月七日(日)

支那新中央政府樹立の運動支援に決す
▽明年度公債發行五十七億八千餘萬圓と決定
▽廣東北方地區の綜合戰果敵遺棄死體二萬餘枚降者二千に達すと南支軍發表

一月八日(月)

▽滿蒙國境確定委員會、第一次ハルビン會議開催
▽日ソ通商豫備交渉モスコイに開始
▽陸軍始大觀兵式 大元帥陛下の

一月九日(火)

親臨を仰ぎ代々木練兵場に舉行
▽支那新中央政府基本對策閣議決定、帝國新政權支援に關する聲明發表
▽英、佛、土通商財政協定成立報告

一月十日(水)

▽生絲配給統制規則公布
▽皇后陛下季節保育事業に七萬圓御下賜

一月十一日(木)

昭和十四年の本邦對外貿易額出超八億五百四十萬圓と大藏省發表
▽日ソ通商本交渉第一回會見モスコイに開催、東郷大使案文を提出

一月十二日(金)

▽興亞院連絡部長官會議南京に開催、支那新中央政府支援に一決
▽南支方面十二月下旬以來の敵機撃滅五十五機と支那方面艦隊報道部發表



國民學校制

文 部 省

國運未曾有の伸張に伴ひ、東亞並びに世界に於けるわが國の地位と使命とが、いよゝ重大さを加ふるに、教育を改善して國本培養の效を全からしめることは最も喫緊の要務である。

先に優渥なる上諭を拜して、文物の進運及び内外の情勢に鑑み、教育刷新振興の方途を講ずるため設けられた教育審議會に於て調査審議の結果、昭和十三年十二月内閣總理大臣に對し、國民學校に關する要綱、師範學校に關する要綱及び幼稚園に關する要綱を答申したので、文部省ではこれを慎重考究の結果、先づ國民全般の基礎教

育たる初等教育制度を改善するを緊要と認め、右答申中の國民學校に關する要綱に基づき、昭和十五年度に於て諸般の準備を整へ、昭和十六年度から現在の小學校を國民學校とする國民學校制を實施することになつた。

今度實施しようとする國民學校制は、國民全般に對する基礎教育を擴充整備して、新學制の根柢を確立するとともに、大國民として須要な基礎的鍊成を完うし、國運進展の根柢を培養するため義務教育の年限六年を八年とし、皇國の道の修鍊を旨として、その内容に根本的刷新を加へることとし、教材を統合して教育の徹底を圖り、

國民精神の昂揚、知能の啓培並びに體位の向上に努め、

知徳心身を一體として國民を鍊成し、以て内に國力を充實し、外に八紘一宇の肇國精神を顯現すべき次代の大國民を育成せんことを期したものである。次にその大要を説明することとする。

一、小學校を國民學校に改め、課程を左の如く改めること

(一) 國民學校の修業年限を八年としこれを義務教育とすること
保護者は兒童の六歳に達した日の翌日以後に於ける最初の學年の始めから十四歳に達した日の屬する學年の終り迄これを國民學校に就學せしむべきものとすること

(二) 國民學校の課程を初等科及高等科に分ちその修業年限を初等科六年高等科二年とすること
土地の情況によつて初等科又は高等科のみの課程を置くことが出来ることとし、これを初等國民學校又は高等國民學校とすること

二、國民學校の教育を左の趣旨に従つて刷新し國民の基

礎的鍊成をなすものとする

(一) 國民學校の教育を全般に互りて皇國の道の修鍊ならしむること

(二) 教科の分離を避けて知識の統合、具體化を圖ると共に心身一體の訓練を重んずること

(三) 教育と生活との分離を避け教育をして國民生活に即せしむるを旨とし特に高等科に於ては調一に置せず地方の實情に應ぜしむること

(四) 文化の進展に伴ふ教材の充實を圖ると共に兒童心身の發達に應じ教科教材を整理抜配し國民學校八年を通じ一貫して充實したる義務教育ならしむること

初等國民教育は國民全體に漏れなく與へられる教育であり、しかも國民の基礎的鍊成をなす學校であるから、名實ともに國民教育の面目を一新するため小學校を國民學校と改められたのである。

國民學校の修業年限を八年とし、これを義務教育とすることによつて現行の義務教育年限を二年延長することになるのである。義務教育年限延長のことは、從來しば

しばし論議され、その必要な所以は今更論ずるまでもないが、初等教育制度改善上重要な点の一であるから、その理由の主なもの二三を説明する。

その理由の一は、青年前期に於ける教育の重要性から見たものである。

児童十三、四歳の時代は、児童期から青年期への過渡期であつて、この時代に於ける児童の環境や、指導教育の如何が児童の心身の上に一生涯を左右する程の影響を及ぼすのであるから、この時代に充實した教育施設の下に適切な指導、規律ある養護鍛錬を施して、國民の保健、徳性の健全な發達、知的水準の向上を圖り、國家の進展特に國防能力の増進、産業の振興等に寄與することが喫緊の要務である。

理由の二は、教育内容の根本的改善のためには是非義務教育年限を八年に延長しなければ不可能であるからである。

初等國民教育の内容を根本的に改善し、一面に於て國運進展に伴ふ教材の充實を圖るとともに、他面にはゆる

知育偏重、人格教育の不徹底等の諸弊を除去することが目下の急務である。しかしこのやうな缺陷を、現行制度の六年の課程で根本的に是正することは到底不可能である。そこで義務教育の年限を延長して従来の教科課程を整理統合し、教材を児童の發育及び理解の程度に適合させ、児童の健全な發達を期することが極めて大切である。

理由の三は、教育の機會均等と社會政策上より見たる要性からである。

尋常小學校卒業者の動向を見るに、昭和十三年三月尋常小學校卒業者約百五十九萬三千人中、高等小學校及び中等學校に入學した者は、その八割三分強約百三十三萬三千人であつて、残りの一割六分弱約二十六萬人は低度の教育と幼弱な身體で、直ちに各種の勞務に従事し、又は家庭にあつて家事手傳等に使役され、社會的に著るしく不幸不利な立場におかれてゐるのである。昭和十四年度から男子には青年學校が義務制となり、教育の惠澤がそれだけ濃くなつたのであるが、いふ迄もなく青年學校は本来勞務に服する者に對する施設であつて、これで充

分とはいへない。これ等不遇な者に對し、より高い教育、より適切な訓練を施すのであるから、社會政策上からも、はた亦教育の機會均等の上から考へても必要であると考へるのである。

今日産業界の求人狀況を見るに、陸海軍工廠は勿論、重工業その他時局産業の方面では、見習職工でも高等小學校卒業者でなければ國民としての基礎的教養が不十分であるとして使用しないのである。

従來最も多く尋常小學校卒業の女子を使用してゐた紡織工業方面に於てさへ、漸次高等小學校卒業者を使用する傾向である。

このやうに社會は教養の高い者を要求してゐる實情なので、近年高等小學校に進學する者が著るしく増加し、昭和十三年三月に尋常小學校を卒業して引續き高等小學校に入學した者は男子五十九萬一千餘人、女子四十四萬八千餘人であつて、尋常小學校卒業者の總數に對する割合は男子が七二・七％、女子が五七・六％の高率を示してゐる。この情況から見ても児童十三、四歳の教育が一般

社會でも如何に重視されてゐるかが窺はれるのである。義務教育の八年制は右の理由によるので出来るだけ早く實施することが望ましいのであるが、新制による教科書の編纂や、財政上の都合等で昭和十九年三月に國民學校初等科を修了する児童（現在の尋常小學校第二學年の児童）から八年制の教育を義務とする豫定である。従つて、この年齢に該當した青年學校の普通科は、昭和十九年度に第一學年を、昭和二十年度に第二學年を廢止することになるのである。

國民學校の課程はこれを初等科と高等科に分ち、その修業年限を初等科六年、高等科二年とし、土地の狀況により初等科又は高等科のみの課程を置くことを得しめるのであつて、この分ち方は現在の尋常小學校と高等小學校の分ち方と同様である。中等學校へは初等科から連絡する豫定であるから、この點についても現行制度と變りはないのであるが、異なる點は、小學校では尋常科六年の課程で一應一般國民としての基礎教育は完了し、その上に、高等小學校が置かれる建前となつてゐるのに對

し、國民學校は八年を通じて一貫した教育を施すところにあるのである。これを初等科と高等科に区分するのは、児童は十二歳の頃は心身發育上一時期を劃し、こゝからいはゆる青年前期の段階に入るのである。と同時にまた中等學校との連絡や、児童將來の生活について考慮を必要とするに至る等の理由によるのである。

國民學校の教育は八年間を通じてその内容を根本的に刷新し、皇國の歴史的使命を負擔するに足るべき國民の基礎的鍊成を圖らうといふのである。

わが國教育の本義が、教育に關する勅語に昭示し給へる皇國の道の修練にあることは今更いふまでもないが、初等教育に於ても、從來やゝもすれば歐米の思想文化に累ひされて、その徹底が未だ十分でない憾みがあるので、國民學校に於ける教育の全體を擧げて皇國の道に歸せしめることとし、その修練を重んじ、眞に皇國臣民たるの基礎的鍊成に遺憾のないやうにしたのである。

從來の教育は十數の科目が併列し、その間の統一聯絡を缺く嫌ひがあつたが、國民學校では、次のやうに之

を數教科に統合し、全體として國民精神の昂揚、科學知識の啓蒙、體位の向上、情操の醇化に努めることを明らかにする一方、訓練を重んじ知識と實行との合致を圖り、心身を一體として實踐的國民を育成せんことを期したのである。

國民學校初等科

國民學校初等科の教科は左の四教科となすこと。

國民科 修身(禮法を含む)・國語・國史・地理
理科 算數・理科

體鍊科 武道・體操(教練・遊戲及び競技・衛生を含む)

勞能科 音樂・習字・圖畫・作業・裁縫(女)

國民學校高等科

國民學校高等科の教科は左の五教科となすこと。

國民科 修身(禮法を含む)・國語・國史・地理

實業科 農業・工業・商業・水産の二科目又は數科目

理科 算數・理科

體鍊科 武道・體操(教練・遊戲及び競技・衛生を含む)

勞能科 音樂・圖畫・作業・家事(女)・裁縫(女)

更に教育と生活との分離を避けて教育の實際化に努め、教育をして國民生活の實際に即させることを旨とし、特に國民學校高等科にあつては農工商水産業の實務的陶冶に意を用ひ、地方郷土の實情に應じて適切な教育をなし得ることとしたのである。なほ東亞及び世界國防その他國家の進運に應じ必要な事項に關する教材を充實すると共に義務教育の年限延長に伴ひ教科教材を兒童心身の發達に應じて適當に整理・配給し、國民學校八年を通じて適切有效な教育ならしめんことを期したのである。

國民學校の兒童に使用させる教科書は敎上の教育内容の刷新に伴ひ改訂を加へるのであるが、これを一時に改正することは困難な事情があるので、昭和十五年度に、初等科第一學年第二學年、昭和十六年度に、同第三學年第四學年、昭和十七年度に、同第五學年第六學年、昭和十八年度に、高等科第一學年、昭和十九年度に、同第二學年の教科書を編纂してそれ〴〵翌年度から使用させる豫定である。

以上で今回實施する國民學校制の主要の説明を終つたが、その實施に伴ふ師範學校の教育内容の改善のこと、義務教育年限の延長により高等科に就學を強制される兒童の就學奨勵施設のこと等についても、それ〴〵計畫中であるが、今回はこれを省略する。

週報月刊『東京ガゼット』

英文版 月刊『東京ガゼット』

◇國策を英文で讀む爲めの雜誌

◇日本を英文で海外に宣傳する爲めの雜誌

◇定價 一年 金七拾五錢 (送料共)

◇普及版特別定價 高等專門學校、大學の教材として使用の爲め刊行す。

一部 甲、金二十錢(三拾部以下の注文)

一部 乙、金十七錢(團體注文)

(送料共)

◇申込所 東京市麹町區永山町二丁目一番地

内閣情報部分室内

東京ガゼット發行所

TOKYO GAZETTE



産業報國運動の新展開

厚生省

一 はしがき

産業報國運動については、さきに週報第一〇一號(昭和十三年九月二十一日發行)に「産業報國運動について」と題して大要を述べたが、當時各事業場に組織されてゐた産業報國會数は、全國で僅か一千五百五十八に過ぎなかつた。しかしその後客觀情勢の急轉に伴ひ、産業報國運動の使命はいよいよ重大性を加へるに至つたので、昭和十四年四月、本運動を政府の國策としてとり上げ、全責任をもつてこれを指導進展させ、本運動を單に勞資調整の領域に止めず、本運動とその組織とを、勞働行政の中核として育成することとし、各道府縣管下の産業

報國會を結集して産業報國聯合會を設置させ、厚生、内務兩大臣の指導下に地方長官(鑛山に於ては鑛山監督局長)中心の指導連絡組織を樹立することとした。さらに同一の見地から、産業報國聯盟の改組擴充を圖り、各般の機關を整備して廣く朝野の有識者を組織内に網羅した。また産業報國會指導に關する責任と指導権につき政府と聯盟との關係を明確にし、政府が指導の中心母體となり、聯盟はこれに協力して一貫した政府の方針の下に政府と一體となつて事業を遂行することとしたのである。政府のこの産業報國運動の新活動方針樹立以來、官民一致の努力の結果、今や産業報國會数は一萬二千を突破し、會員數また二百五十三萬有餘の多きを算するに至

り、また地方聯合會の組織は、すでに府縣聯合會二十二、鑛業報國聯合會四、合計二十六の結成を見る等、本運動の組織は異常な進展を示しつゝある。

そこで政府は、かゝる段階に即應し、事業一體分率公の實績を充分顯揚するため、大要左の體系を整へ、その指導の萬全を期することとしたのである。

二 産業報國運動の本質

産業報國運動は、國體の本義に基づく皇國産業の本質と、皇國産業人の眞使命とに立脚して産業報國精神を確立し、その普及徹底を圖ると共に、これに即する新産業勞働體制を樹立して全機能の振興發揚を期し、以て大業を翼賛し奉らんとする官民一體の組織的國民運動である。本運動は全産業人に皇運扶翼の指導精神を徹底させると共に、事業場單位の産業報國會を中核とする組織の活用によつて、産業並びに産業人に課せられた國家的使命を完うしようとするところにその本質があるのである。

(一) 産業報國運動の指導精神

産業報國運動の指導精神は、皇運扶翼の臣民道と事業一體分率公の實踐理念とを結びつけた新産業精神である。

わが國の歴史上にも、古くは大化の改新、建武の中興、近くは明治維新の如く、外來思想がわが國を危くし、また國民が誤つた方向に走る時、これ等革新の指導原理は常に國體中心の思想であつた。今日の時弊を矯し、日本産業人の指導精神を確立するには、その根本を國體の原理に求めなければならない。産業報國運動の眞面目は全産業人が國體精神をいかに把握し、日常業務にいかん實踐するかにあるのであつて、單に産業報國會の形式的整備に止まつてはならない。

日本の國體は肇國以來實踐し來つた歴史的事實であり、萬古不易の日本の道である。日本臣民の踏み行ふべき道、即ち皇運扶翼の臣民道は肇國の御神勅によつて明らかである。

日本に於ては、天皇を中心として萬民齊しく天皇に

歸一し奉り、分を盡して大御心を翼賛し奉るところに、日本國民の眞の姿がある。そこに完全なる調和があり、完全な一體を形成してゐるのである。また皇運扶翼の實踐手段としても、私心を存し、兄弟鬩に開くのでは眞の御奉公は期し難い。全國民が深く臣民道に徹し、分を盡し、分を守り、感謝報恩と盡忠報國の信念に燃えて舉國一致となる時に、國力は最も擴充發揚されるのである。

産業界についてこれを見れば、皇運翼賛の本質を有する皇國産業を、上御一人より御預り申してゐる立場に於てその責任は特に重いといはねばならぬ。全産業人はその職分の如何を問はず、全力を盡して産業の發展を圖り、御寄託に副ひ奉らなければならないのであつて、事業場は正に皇運扶翼、産業報國の實踐道場である。一切の資本、經營、技術、勞力は産業報國の實踐手段である。一切の資本家、經營者、技術家、勞務者は皇運扶翼の目的によつて結ばれた人々である。國體を眞に反映すれば事業場成員は全員一體、天皇に歸一し奉つてゐる。

のが眞の姿でなければならぬ。産業報國會長は、皇國産業の本來の使命達成のために經營の萬全を期し、大御心を心として會員に聖澤を遍く及ぼさせ各、その處を得させ、會員も亦皇國産業の本義に鑑みて業務に精勵し事業の發展を圖り、全員一家族の如く相親和し相協力して國家の興隆に寄與し、臣民道を完うしなければならぬのである。

(二) 産業報國運動の組織理論

産業報國運動は、單なる精神運動ではない。産業報國會を稱軸とする新しい産業労働組織を樹立し、その組織の活動によつて、産業報國精神の把握と實踐とを期さうといふのである。産業報國精神を明らかに實生活に顯現させるには、必ず組織の活動に俟たなければならぬ。産業報國運動は産業報國精神を把握實踐するため、これに適合した有力な組織を結成し、物心両面よりその組織の機能を發揚し、恆久的態勢の下に之を進展させることにしてゐるのである。産業報國運動の見地からすると、事業關係者會員は齊

しく天皇に歸一し奉り、その職分の如何を問はず、皇國産業の繁榮を圖り、業務を通じて協力一體、御奉公申上げねばならないのである。

産業報國會は、この精神的結合をそのまゝ組織の形態に表はして、事業關係者の全員組織をとつたのであつて、會員相互の機構上の地位は、經營責任者の經營並びに従業員指導上の職責と、その他の構成員の職分と指導能力とに應じて定めらるべきであり、また之が内部の組織機構は、本運動の指導精神と産業報國會の事業運営上の見地から適宜工夫されなければならない。さらに、かかる指導精神と組織形態に基づく産業労働組織は國家行政の角度から見ても極めて望ましいことである。

現下の經濟界は、戰爭目的遂行のために國家總動員法による各般の統制が行はれてゐることは言ふまでもないが、その統制實施の經過を見るに、從來の組織機構は極めて不十分であつたことを認めねばならない。統制經濟の進行に伴ひ、行政官廳の機構再編成は勿論、新經濟體制に即應する民間側の新しい組織が行政運行上の喫

緊の要務とされるやうになつた。

産業労働界も同様で、産業労働問題は漸次統制經濟の中心問題となり、國家的重要性はますます加はるに至つてゐる。同問題中特に緊急を要するものは、國家總動員法によつてその處置を講じてゐるが、産業労働關係の重要問題は單にそれのみに止まらず、各般に互つて國家の積極的な行政施設を要するのである。その圓滑な運営は、在來の行政機構乃至國家總動員法による權力統制のみでは萬全を期し難い。

各行政が全産業人の積極的自發的協力を得、有機的關聯性を保持して、事業場に浸透反映するに足る産業労働組織が必要であり、全産業人が、産業人たる立場に於て積極的に行政に協力し、皇運を扶翼し奉る組織が望ましい。皇運扶翼を指導精神とする官民一體の産業報國運動は、かかる國家的要請に適合するものである。即ち産業報國は、國家と産業人とを産業報國精神によつて結合し、組織化し、この組織によつて國家の意思と産業人の協力を産業部面に顯現しようといふのである。かくし

て、いはゆる勞資問題は勿論、産業經營、技術、能率、
教養訓練、厚生、保險、失業、登錄、移動防止、技能者
養成等勞働關係の各般の問題は、産業報國運動によつて
相互に有機的に關聯して組織化され、その實效を擧げる
ことが出来るのである。

さらに産業報國運動は、東亞新秩序建設の根本たる國
内新秩序の産業勞働界に於ける建設運動である。東亞の
新秩序は、いふまでもなく、八紘一宇の大精神に基づく
新秩序を東亞の天地に建設し、東亞民族の恒久の平和と
幸福とを圖ると共に、併せて世界の新秩序と眞の平和と
に貢献せんとするものである。しかしてこの聖國の大理想
實現の根本となるべきものは、日本國民自身の自覺と
信念とであり、新秩序建設の宮社は、まづ國內の諸體制
に太く打ち樹てられなければならない。

産業報國運動は、東亞新秩序建設に照應する國內新秩
序建設の一環として、産業勞働界に新體制を樹立し、か
かる國家的要請に應へんとする歴史的の意義を有するも
のである。

三 産業報國會

(一) 産業報國會の本質

産業報國會は、産業報國事業一體の指導精神を各事業
場に顯現するために、事業場の構成員全員を以て組織す
る團體である。組織形態は事業場一體一家の全員組織で
あり、その目的は、産業報國事業一體精神の把握實踐に
ある。この把握實踐は、産業報國會の各事業を通じて、
一歩々々その實踐を期さうとしてゐる。この建前より、
産業報國會と事業場そのものとの本質的關係を考察する
に、産業報國會は事業場そのものではないが、各自の日
常の職場の實踐と、全然遊離した單なる御用團體のやう
なものでもなければ、事業場と對立した團體では勿論な
い。

産業報國會は事業場を構成する全産業人に對し、皇國
産業の本義を明らかにし、事業場をその實踐道場たらし
めるものであるから、産業報國會こそ皇國産業の生命の
泉であり、事業場の據つて立つべき道義的結合體である。

事業場はその精神の顯現される日本産業人の活動體であ
り、日本的協同社會である。兩者は表裏一體、二者不可
分の關係にあるものといはなければならない。

(二) 産業報國會の事業

産業報國會の事業は、産業報國事業一體精神の把握實
踐を目的としてゐる。即ち産業報國會の各般の事業は、
産業報國事業一體精神の眞義徹底と、同精神の顯現たる
事業でなければならない。これを大別すれば、

- (イ) 教養訓練の諸施設は、産業報國事業一體精神を徹底し、新しい人生觀、世界觀を確立し以て事業場全員の精神的統一を圖ることを中心目標として計畫され、
- (ロ) 厚生福利の諸施設は、産業報國事業一體精神の顯現たる事業繁榮と萬民厚生との融合一體を實現するため、はた又當面の實踐目標たる生産力の擴充に事業場の全機能を發揚するための根本方策として考究實施され、
- (ハ) 國策協力、銃後後援の諸事業は、事業場が國民の統制ある有力なる活動體たる事業に鑑み、産業報國精神

の國民的實踐部面として實施され、

(ニ) 懇談會の運営は、産業報國事業一體精神を中心とし、全會員の人格的融合一體を顯現し、産業報國會を實踐躬行する據點として運用されなければならない。

しかしして産業報國實踐の當面の中心は、いふまでもなく、今日事業場に課せられた最大使命であるところの生産力の擴充、生産量の飛躍的擴大である。産業報國會の諸事業は勿論、産業報國運動の全組織を動員して、これが目標に向つて全機能を發揚するやう運営の萬全を期さねばならない。

産業報國會は、事業が生命である。よろしく眞摯なる研究を遂げて、産業報國事業一體精神の把握實踐に役立ち、かつ本會として適正なる事業を計畫して實施すべきである。かかる計畫は理事會等の機關で行はれる場合もあらうが、産業報國會の本質と、全員協力の建前上懇談會に於て發議又は討議されることが好ましい。

しかし産業報國會の事業は、徒らに多きを望んで能事終れりとするものではない。各事業が眞にその實效を擧

けることが第一であり、その種類と規模とは、各事業場の業態、規模能力に相應すべきものである。また根本精神とその目標に反しない限り事業場の傳統、家風、實績等に鑑みて、其の特殊性と自主性を充分生かさなければならぬ。現在各事業場に於て自發的に計畫實施されてゐる各種事業を要約すれば左の如きものである。

産業報國精神徹底の教化期間に關する事項

- (イ) 宮城遙拜、國歌合唱、國旗掲揚
- (ロ) 神社参拜、社祠建立
- (ハ) 武運長久職歴祈願、慰靈祭
- (ニ) 修業會、講習會、講演、指導者養成、青年學校設置、圖書館設置、機關紙發行
- (ホ) 團體訓練、勤勞奉仕、會旗制定、學手教誨
- (ヘ) 優良職場または優良會員の表彰
- 能率、厚生、その他事業の機能増進に關する事項
- (イ) 體育施設の擴充、健康診断、健康相談所設置、療養所

- 設置、榮養食供給
 - (ロ) 能率増進、技術教育、技能の表彰、作業並勤務制度改善、環境整備、災害防止の徹底、作業服制定
 - (ハ) 労働條件の適正化、住宅建設、共済施設、金融機關設置、保育所、慰安娛樂施設、人事相談所設置
- 國策協力、銃後援に關する事項
- (イ) 生活刷新、愛國貯金、消費節約、廢品回収、物資愛護
 - (ロ) 國防献金、移動防止への協力、防諜防空の實行
 - (ハ) 傷痍軍人保護、出征將兵並職斃者遺家族援護、出征將兵慰問等

(三) 産業報國會の機構

産業報國會の機構に關し、政府の方針を明示してゐるものは、事業主従業員雙方を含めた全體組織たることと、懇談會の機構とに關するものに止まつてゐる。思ふに、以上の方針は本運動の精華を發揮する上に於て全國的に統一を要する部分についてのみ、その劃一性を期したのである。各事業場に於ける全般的な組織形態力

至機構の問題は、本運動進展の實情に鑑み、各事業場の業態、規模、傳統その他の特殊事情に應じて、これを各事業場の創意に一任して來たのである。かくしてこそ、眞に生命の潑刺たる産業報國會が誕生し、その精華を發揮する所以であると信ずるのである。

四 産業報國聯合會

産業報國聯合會は、地方長官(鑛山では鑛山監督局長を中心とする鑛業報國聯合會)を中心に管下の全産業報國會を網羅した官民協力の指導連絡組織である。

各産業報國會は、各事業場の獨特の識見手腕によつて運用さるべきであるが、その本質と最高目標を同じくし、實踐方法は軌を一にするものがあるのである。また本運動は國體精神を近代産業組織とその運営との中に顯現しようとするものであつて、その具體的方策は一家の獨善に陥ることなく、全産業人の自發的發意と、豊富な經驗とを總動員して創造建設さるべきである。全産業報國會は協力一體互ひに切磋琢磨して、その使命完遂を期

さねばならない。さらに本運動の時局下に於ける重要性和、産業労働界に於ける恒久的體制樹立の本質とに鑑みて、政府自ら全責任に於てその指導の萬全を期することになつてゐるのである。その指導の責に任ずる者は、本運動の最高使命の認識と、機微なる産業労働界の實情とに精通し、産業労働關係の各般の問題に關して眞に適切なる指導をなす必要がある。こゝに於て職責上その指導の任に當る官廳側と、各産業報國會の指導者とは協力して一體となり、その指導運営の萬全を期さねばならぬのである。

以上の観点から各産業報國會を樞軸とし、さらに上部の機構たる官民一體の聯合會を結成して産業報國運動の組織體制を整備し、各産業報國會の指導連絡に當ると共に、産業労働關係の各般の問題を有機的に統合連絡し、以て本運動の精華を發揚しようとしてゐるのである。産業報國聯合會運営の執行機關としては聯合會長として地方長官がこれに當る外、副會長、常任理事、理事、常任幹事及び幹事を置くこととし、その銜は、聯合會が

官民一體の組織と全産業報國會關係者の自發的活動體たる本質に基づいて、産業報國會關係者及び關係官廳職員中よりこれを銓衡し會長が委囑することにしてゐる。

また諮問機關としては勞務委員を設置することとし、顧問その他の機關をも置けるやうにしてゐる。産業報國聯合會の生命は事業の實踐にある。事業の計畫は、各聯合會の研究と創造とによらなければならないのであるが、政府としては抽象的ではあるが、當面の事業目標を左の事項においてゐる。

- (1) 産業報國精神の普及徹底
- (2) 産業報國會の設置勸奨
- (3) 産業報國會の指導連絡
- (4) 産業報國會を指導すべき人物の養成
- (5) 目的達成上聯合會に於て共同に實施するを適當とする教育、福利、共済その他官政の事業

五むすび

以上現段階に於ける産業報國運動の概要を述べた。産

業人たる者は産業の國家的使命と時局の重大性とを深く認識し、渾然一體各、その本分を盡し國家に奉ずるの覺悟を必要とするのである。

寫眞

一月十七日號

が出ました

- ☆表紙 スキーを穿く東北の乙女
- ☆豆提督は寒かないよ——海洋少年少女團の艦上訓練
- ☆江南の春近し
- ☆正月を前に支那の農民たちはどんな生活をしてゐるだらうか
- ☆戦友はまだ戦つてゐる
- ☆北京の衛成病院に傷病の身を養つてゐた勇士たちは捲土重來の意氣にもえてまた第一線に向つてゆく
- ☆陸軍始動式——代々木原頭にて
- ☆ヘルシンキ爆撃に曝される
- ☆海外通信 ☆兒童科學堂——勝開可動橋
- ☆機軸 非常時ウィンタースポーツ
- ☆カメラのいたづら 大きいものが小さくなつて小さいものが小さくなつたら
- ☆讀者のカメラ

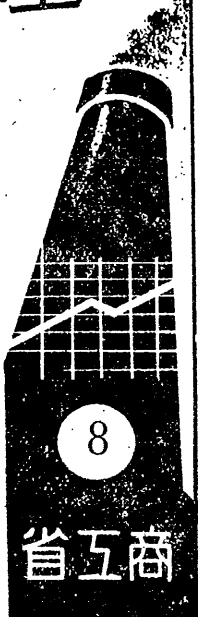
戦時統制 物資講座

機

械

一 機械の重要性

機械が國防上及び産業上重要な役割を演ずるものであることについては贅言を要しないであらう。軍艦、航空機、戦車、銃砲等の近代兵器の精華は機械であり、又最近噴傳される「機械化部隊」の言葉が示すやうに、今後の新裝備は機械への依存性をますます強めつゝある。そればかりでなく、戦線の背後を固める輸送網も亦自動車、汽車、汽船等の機械で構成されてゐるのであつて、機械が國防上に持つ意義は極めて重大である。



他方あらゆる産業、特に重工業に於ては、それが高度化するに従つて機械の利用度、即ち機械への依存性が高まるのである。近時、重要國策として唱導されてゐる生産力擴充は、鐵鋼業、鋳業、化學工業、機械工業等の生産力の計畫的發展を意味するのであるが、これを適確に遂行するためには、先づその所要機械を圓滑に供給しなければならぬのである。まことに機械工業は一國産業の基礎工業であるといつても過言でないであらう。今やわが國は國防の整備と生産力の擴充とを國策の根幹としてその遂行のために人的及び物的資源を總動員

してゐるのであるが、かゝる事態に於て機械の生産供給を擔當する機械工業の使命は極めて重且つ大なりといはねばならない。機械の中特に時局關係機械ともいふべきものは兵器とその部分品を除いては蒸汽機、蒸汽タービン、内燃機關、電氣機械等の原動機類、鑛山用機械、化學工業用機械、製鐵用機械、起重機、コンベア等の運搬機械、壓力機械、軸受、工作機械、自動車、鐵道車輛、鋼船等であつて、これ等の生産供給の圓滑を期することは極めて緊要な事柄である。

二 機械の配給統制

今次事變の進展に伴ひ輸入資金、機械用原材料の供給はだん／＼緊迫の度を深めると共に、時局關係機械の需要が激増したので、機械の配給統制は緊要な問題となつた。そこで政府は、機械の國防上及び産業上の重要性に鑑み、各種の配給統制施設の運用上遺憾ないやうに施設してゐる。以下これらの機械配給統制施設について大要を説明しよう。

(イ) 輸入機械

機械の輸入は爲替管理法に基づく許可を受けなければならぬ。その許可は専ら機械の用途の緊要性の如何に依つて決定されるのであつて、軍需産業又は重工業に使用されるものに限り、許可されてゐる現狀である。それも技術上國産し得ないものに限るのであつて、従來のやうに輸入品が國産品より安價であるとか、納期が早いといふことは許可の理由にはならない。かくて現在輸入を許可されてゐるのは、工作機械、大型壓延機、精密機械等である。

(ロ) 國産機械

國産機械の配給を直接規正する法規は工作機械に関するものだけである。即ち昭和十三年七月、工作機械供給制限規則が制定されて、設備たる工作機械三十臺以上を備へてゐる工作機械製造業者の製造に係る工作機械は、兵器又は其の部分品を製造する者以外の者に對しては、原則として供給し得ないこととなつた。たゞ重要産業たる工作機械、自動車、鐵道車輛、鋼船、鑛山用

機械、製鐵用機械等の製造業に使用する場合、輸出する場合等は商工大臣の許可を受けて供給出来るのである。

その他の機械については、機械用資材の配給統制の運用によつて配給を統制してゐる。即ち、昨年七月機械の主要原料たる鐵鋼配給統制規則の實施を始めとして、鐵屑、非鐵金屬、鑄鋼等に相次いで切符制度が實施されたのであるが、その割當決定に際しては、之によつて製造しようとする機械の納入先に於ける用途を詳細に検討し緊要のものに對し優先的に資材の配給を行ふこととしたので、これによつて緊要な用途に向けられる機械類が優先的に生産供給されることとなつたのである。元來、機械は社文生産を原則とし其の用途によつて千差萬別の規格を要求されるものであるから、上述のやうな資材配給による機械の配給統制が必要かつ可能となるのである。

機械用資材の配給は兵器と造船を除き原則として工業組合制度を利用してゐる。即ち全國の機械工業者はいづれかの工業組合に所屬し、工業組合を通じて資材の配給を受けるのである。現存の工業組合を大別すると、主

なもの三系統となる。

第一は、日本機械製造工業組合聯合會（略稱機工聯）傘下の十九の工業組合で、時局關係の機械につきその種類別に構成されたものである。機械の種類は、蒸汽機、蒸汽タービン、内燃機關、電氣機械、水壓管及び水門、鑄塔、鑛山用機械、製鐵用機械、化學工業用機械、起重機、鋼索、ポンプ及び水車、軸受、自動車、工作機械、人造石油機械、通信機械、電氣計測器、産業用車輛であつて、組合の名稱は例へば、蒸汽機については日本蒸汽機製造工業組合といふ風にそれ／＼の組合で製造する機械の上に「日本」を冠してゐる。これ等組合の組合員は特に政府の指定を受けた全國屈指の製造業者であつて、その總數は現在百三十二社でそれ／＼の機械の全國生産額の過半を占めてゐる。

第二は、最近府縣工業組合の改組によつて主要府縣に作られた業種別組合で、これも機工聯の機械の種類とほぼ同様な十三種類の機械について構成されてゐる。これ等の組合の組合員は機工聯の組合員に次ぐ有力業者であつ

て地方長官の指定を受けたものである。現在のところ組合数は六十七、組合員数は二千三十一名であつて、これ等の組合は同業者相集つて全国的聯合會を作つてゐる。以上二系統は、同種の製造品目を扱ふ業者を以て組織されたいはゆる業種別組合であつて、政府が全國に於ける機種別の生産配給計畫を遂行する上に、最も理想的な組織である。

第三は、府縣工業組合聯合會（略稱府縣工業聯合會）傘下の工業組合であつて、上述の二系統に所屬する者以外は殆んどすべて之に所屬してゐる。この組合は其の製造品目の如何を問はず、組合員の住所により地域別に構成されたものであつて、いはゆる「地區別組合」である。府縣工業聯合會各府縣にあるわけで、組合の總数は九百八十一組合組合員總数は三萬人に近い。以上三系統の工業組合及びその聯合會の上に、日本鐵鋼製品工業組合聯合會（略稱日本鐵工聯）があつて、資材配給機構の最高峰をなしてゐる。以上の各系統中機械の生産配給統制の一番徹底してゐるのは鐵工聯であつて、組合員の受註品の個々につき

組合の審査機關に於て其の受註の可否を審査し、可決された受註品のみについて資材の配給をなし、なほ製品納入後は其の報告を徴してゐる。組合員は受註品の一品毎に一枚のカードを使用して其の發註者、納入先の用途、納期、各種の所要資材數量等を記載し、これを組合に提出しなければならぬのであつて、これを「カード・システム」といふ。

組合の審査機關には生産委員會、材料委員會がある。生産委員會は政府の指示した査定要綱により組合員の受註の可否を審査し、材料委員會は受註を可決した機器の所要資材量と査定する機關である。材料委員會で使用する標準所要資材量は組合の技術委員會で審議決定されるのである。生産委員會の査定が政府の直接指導下にあることは言を俟たない。主要府縣の時局關係機器業種別組合についても、昭和十五年一月以降鐵工聯とほぼ同様のことを行ふ豫定である。即ち組合員の受註の可否の査定は府縣に組合別に設置された機器配給協議會で行ふ。協議會の會長は經濟部長であつて、府縣が直接こ

の事業の指導に當るのである。又統制の徹底を期するため、この組合でも鐵工聯とほぼ同様なカード・システムを採ることになつてゐる。以上の二系統の統制によつて時局關係機械の約八割以上が受註及び生産に關する徹底的統制の下に置かれるわけである。

府縣工業及び特殊の業種別工業では、以上のやうに徹底した受註審査機關が出来てゐない。

以上の受註審査制度は物資動員計畫所定の機械配給計畫を計畫數字通り精細に實施する上に於ては完全だとはいへない。即ち、例へば物資動員計畫で、本年石炭鑛業に對して三萬噸の機械を生産配給するといふ方針が決定された場合、全國各地方、各種の工業組合の審査に委してゐたのでは、その受註可決乃至資材配給量に合計をちやうど三萬噸に納めることはむづかしい。そこで各組合に共通な審査の數量的基準を與へる必要がある。發註承認書制度の生れた理由はここに在る。

この制度の要點は次の通りである。
(一) 商工業機械局は、四半期毎に生産擴充計畫産業の所管

官廳例へば、石炭鑛業については燃料局に發註承認書發行豫定數量を通報して、その數量の範圍内で發註承認書發行希望機械の一覽表の提出を受け、これに基づき機械の需要者に對して發註承認書を發給する。

(二) 機械の需要者が機械製造業者と註文契約を締結したときは、これを機械製造業者に渡す。

(三) 機械製造業者がこれを添附して所屬組合に資材の申請をすれば、受註審査機關は無條件に受註を可決し、優先的に資材の割當をする。受註審査機關のない府縣工業聯合會下の組合等でも、これに準じて優先的に資材の割當をする。但し一組合員に發註承認書が集中して割當の衡平を著るしく害するやうな場合には、これを分散させるため特別の措置を講じる。

この方法によるときは、本年石炭鑛業用機械を三萬噸製造しようとするれば、三萬噸分の發註承認書を發行すればいいことになる。なほ物資動員計畫で豫定されてゐる外地向機械についても、この方法を便宜適用してその供給を確保してゐる。

關東州、滿洲國又は支那向機械については發註許可制

度により物資動員計画所定数量の機械の供給が確保されてゐる。方法は概ね発注承認制度と同様である。満洲國又は興亞院連絡部は、物資動員計画に基づくそれらの地域向機械の供給豫定量の範囲内で、現地の機械需要者に発注許可書と與へると、これが機械製作者の手に渡り、右の機械製造業者から日本鐵工聯にこれを添附した資材特別割當申請書が出る。日本鐵工聯は發註許可書に相當する量の資材を留保して置き、これに對する特別割當をするのが原則である。但し機工聯傘下の組合員に對しては、發註許可書に對する割當を機工聯内部に於ける一般的割當に含めて一括割當をしてゐる。

その他、充足軍需用機械（軍需品製造工場設備機械）についても特別の資材割當方法が講じられてゐる。即ち軍當局から一定量の範囲内で充足軍需用資材割當證明書をその受註者たる機械業者に發給し、機械業者をして日本鐵工聯に對し資材の特別割當を申請させる。日本鐵工聯は、特別の留保資材からこれに對する割當をするといふ仕組みになつてゐるのである。なほ参考のため申添へてお

くが、純粹の軍需用機械は、工作機械を除き、總て軍から直接その資材を受けることとなつてゐる。又生産機械、充産業用ではないが、緊急の需要ある機械で、受註者が組合から受けた割當では製造し得ないもの、及び官需用機械についても特別割當制度があつて劃一的統制に弾力性を與へてゐる。その手續を一言で言ふと、特別割當を希望する受註者が、一定の書式で機械局に申請書を出すと、機械局ではこれを審査した上で適當と認められたものを、日本鐵工聯に連絡して特別割當をさせるのである。

以上の特別割當制度は前記の三系統の工業組合にすべて適用される。従つて府縣工聯系統の製造業者はこの適用を受ける範囲で、機械の配給統制に参加してゐるわけである。

機械の重要な構成要素である鑄物については、多くの場合機械業者が専門の鑄物業者に外註しなければならぬので、外註鑄物の需給調整は現在重要問題となつてゐる。これが對策として機工聯は、全國の鑄物業者の團體

との間に外註鑄物需給調整協議會を設置してゐる。その協議會では、四半期毎に鑄物業者の團體が製造を引受ける機工聯向鑄物の數量を協定するのであるが、これに應じて鑄物業者の團體側では、協定量の製造に必要な數量の鑄物用資材を留保して置き、機工聯側では協定量の範囲内で鑄物外註券を傘下の組合員に割當てる。鑄物の註文はこの外註券を用ひ、受註者たる鑄物業者が機械業者より受取つた外註券を鑄物組合に提出すると、組合は留保資材を割當てる。かやうにして、協定量の鑄物の生産配給が機工聯傘下組合員に對して確保されるわけである。同様の方法は、大阪府下の機械業者と鑄物組合との間にも行はれてゐるのであるが、政府はこれを全國化するために目下その手續を進めてゐる。

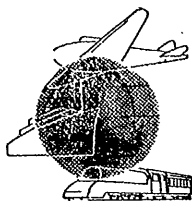
以上機械用資材の配給統制を説明したやうな形になつたが、實はこれで機械の生産配給統制を説明したことになるのである。機械の配給統制はその資材配給に當つて、操作しなければ有効に行ひ得ないことは、この事業を極めて複雑煩瑣なものとする。機工聯の組合員が四半期毎に

提出する受註品のカードは數萬枚に達してゐる。これを一枚々々審査し整理して行くのであるから、なか／＼の大仕事であつてこれに従事する職員は三百人を超えてゐる。以て機械配給統制事務の困難を察知された。

三 今後の見透し

今後は機械用資材の供給減少に反比例して、軍需用及び生産擴充用機械の需要が増加するので、以上の時局關係機械の配給統制機構はますます強化されねばならぬ。又他方、非計畫産業及び國民生活用機械の最低限度の供給を脅されてゐる現状では、速かにその需給計畫を樹立し配給統制機構の確立を圖る必要がある。

すでに農機具については配給統制要綱が決定されてゐるので、近くその實施を見るであらう。最後に全國の機械業者が現下機械工業の持つ重大使命に思ひを致し、進んで緊要機器を受註すると共に、配給資材を有効に使用して、機械配給統制に積極的に協力されんことを切望して已まない。



代用燃料の話

商工省

アルコール

最近燃料問題がいろいろな意味で問題となるが、わが国ではこれまで、固體燃料である石炭は需要の約九割までを内地地炭で賄ふことが出来たが、液體燃料は需要の九割以上を海外に仰いでいる。そこで液體燃料の自給を目ざして、早くから平糶兩時を通じての燃料政策を立て、實施に努力してあるが、代用燃料もこの燃料政策の一環をなすものである。

代用燃料といへば、廣義にも解されるが、本文では狭義に解し、揮發油代用燃料、換言すれば、自動車用揮發油の代用となるものについて解説を試み、一般の理解と協力を求めたいと思ふ。

ドイツ、フランス等、石油資源の乏しい國では前から揮發油の代用燃料としてアルコールを採用してある。揮發油やアルコール混合燃料について、わが国でも昭和十三年三月、法律第三十九號を以て揮發油及びアルコール混用法の制定を見、同年四月二十五日から内地及び臺灣に施行されるに至つた。この法は揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者に對して、其の工場若しくは貯油所から揮發油を搬出しようといふ場合、又は使用する場合に、規定量のアルコールを混入すべきことを命じてある。但

し輸出用、移出用又は特殊用途例へば航空機用、ゴム工業用、クリーニング用、油抽出用等に供される揮發油に對してはアルコール混入の義務を免除してある。揮發油は需要量中の約九十六パーセントが内燃機用(主として自動車用)に供されてゐるが、昭和十三年七月一日から混入を實施し、昭和十三年四月省告示第百二十一號及び第百二十二號により、内燃機用揮發油(航空機の内燃機用を除く)の約四分の一に對し、五パーセントの混入率でアルコールの混入を始めたのである。混入には純度九十九パーセント以上の無水アルコールが使用される。

で、市中のガソリンスタンドその他の地下槽で水分の侵入による分離を防ぐ意味から、アルコールの生産量の増加に伴つて同年九月一日から昭和十三年省告示第百二十二號によつて混入率を十パーセントに引上げた。昭和十四年四月からは昭和十三年省告示第百六十八號によりアルコールを混入すべき揮發油の割合を二分の一(各月の混入する揮發油の割合は四十五パーセントを下つてはならぬ)、さらに七月以降十二月までは十分の七(各月の混入する割合は六十五パーセントを下つてはならぬ)となつたのである。昭和十五年には、一月以降内燃機用揮發油の全量に對し、アルコールを十パーセント混入することとなり、漸次混入率の増加を圖る方針である。

わが國でのアルコールの製造原料は澱粉質原料例へば、甘藷、馬鈴薯、キャッサバ等が主で、臺灣では糖蜜等が主に使用され

る。混入用無水アルコールは昭和十三年三月から専賣局の專賣となり、政府工場としては千葉縣稻毛、茨城縣石岡、鹿兒島縣出水、熊本縣肥後大津、宮崎縣高鍋の五工場が出来上り、逐次那珂、中興、相模、鳥原、鹿屋、小林、野付等に建設されることになつた。その他民間工場としては昭和酒精株式会社八代工場、東亞酒精興業株式会社木崎工場、防府工場、彼杵工場、東北興業株式会社八戸工場が建設されつゝある。臺灣では、臺灣、明治、大日本、鹽水池、帝國の五製糖會社が糖蜜等を原料として無水アルコールの生産に當つてをり、臺灣の需要を充たした上、南洋からのアルコールと共に混入用アルコールとして内地へ移入されてゐる。

これ等混入用無水アルコールの製造は昭和十二年三月、法律第三十二號のアルコール專賣法によつて政府に專賣し、外では特許又は委託を受けた民間アルコール製造會

社が製造してゐるが、これ等の會社の製造した無水アルコールは一斗、當り三百七十七圓の賠償價格で政府が買上げ、混入用無水アルコールの石油會社へ一斗當り百五十圓五十八錢で賣渡してゐるのである。即ち政府はアルコール混用法の圓滑な實施を圖るため、揮發油の價格に比して現在相當高價なアルコールを、一ガロン當り五十七錢で石油會社に賣渡してゐるのである。揮發油混入用無水アルコールをアルコール工場から石油會社の工場又は貯油所に輸送するためには、昭和十三年二月アルコール輸送株式會社が設立され、配給の圓滑を期してゐる。

アルコール製造の原料としては上述の通り、從來甘藷、馬鈴薯又は糖蜜等が使用されて來たのであるが、これ等以外に亞硫酸パルプ製造工場の廢液も考慮されてゐる。この方法によるアルコールの製造は王子製紙會社等で開始してゐる。



無水アルコールを、揮發油と混合して使用する以外に内燃機用として單獨に使用することは、何分にも揮發性が悪く、寒冷時に始動が困難であり、消費量も増大するといふやうな缺點がある。こんな缺點を補ふ意味からアルコールの一部をエーテル化し、アルコールにエーテルを少量混入することによつていはれてゐる。わが國でも揮發油消費規正の強化に伴ひ、アルコールの單體使用に關聯し、エーテル化アルコールが研究されるに至つたが、經濟的見地等から、なほ検討の餘地が残されてゐる。

薪炭瓦斯發生爐

炭や薪を自動車の燃料として使用することは、わが國のやうな石油の産出量の乏しい國では殊に重要で、政府では昭和九年から獎勵金を與へてこれを使用する。瓦斯發生爐の使用普及を圖つて來たのであるが、揮發油の消費規正強化に伴ひ昨年の春以來、

特にわれ／＼の眼に立つやうになり、揮發油の不足を補つて交通運輸上に貢獻するところはまことに大きなものがある。

政府は昭和九年六月八日附、商工省令第十二號瓦斯發生爐設置獎勵金交付規則により、商工省で實施する試験に合格した型式の瓦斯發生爐を自動車、瓦斯機關車又は瓦斯動力車に設置する場合に、その車の所有者に對し、毎年度の豫算の範圍内でその設置に要した費用の半額以内、三百圓を限度として獎勵金を交付してゐる。農工用の動力機に對しては農林省から定置式發生爐に對して同様の獎勵金を交付してゐる。これによつて揮發油消費量の減少を圖り、消費規正の影響を緩和し、又自動車の保有量数の確保を圖る政府の綜合的燃料政策の一環として積極的に獎勵して現在に及んでゐる。これは薪や木炭が全國普遍的に多量に供給することが出来る上に、純然たる國産燃料であるからである。しかし初

めの數年間には、發生爐の不備、知識の不足、或ひは取扱ひの不慣等普及は遅れてゐるが、製作者を指導して改良を圖り、或ひは政府及び各府縣廳の主催する講習會や普及を目的とする協會主催の長距離運行試験によつて研究を促し、さらに各地使用者の熟練によつて取扱ひの難點を克服することによつて今日の普及を見るに至つた。さらにこの状態は揮發油の消費規正強化によつて拍車をかけられ、昭和十三年中に數千臺の設置を見たが昭和十四年にはさらに急激な増加を見てゐる。

昭和十四年度に商工省の性能試験に合格し、獎勵金の交付を受ける資格のあるものは乗合自動車、貨物自動車用としては、愛國式、淺川式、アサノ式A型、薩摩式A型、白土式B型、太平式、帝國式B型、東浦式、日工式、燃研式、ミウラ式、宮崎バズ式、安永式、理研式P型、キノセ式T型（以上木炭陸式）の十六型式、乗用自動

車用としては愛國式、淺川式、白土式、多田式、帝國式、日工式、燃研式、ミウラ式（いづれも木炭）の八型式があり、いづれも去る八月末以來全国的に行はれた長距離性能試験に参加して優秀な成績をあげてゐる。

薪や木炭のほかに發生爐に用ひうる燃料として考慮すべきものにコークライト、重炭等がある。コークライトは石炭の低温乾溜法による人造石油製造の副産物であるが發生爐に用ひ得るのは原料炭の種類や加工法の適當なものに限られる。重炭は製炭法によつては木炭と同様に使へるが、原料重炭に適當なものが多い。いづれも産地は極限されるが、しかし一ヶ所から相當量出るので期待されてゐる。さらに石炭を用ひることも研究すべきであらう。

壓縮瓦斯と液化瓦斯

天然瓦斯、石炭瓦斯又は下水汚泥、厨芥

等のメタン酸酵による腐敗瓦斯等の瓦斯體燃料を高壓容器に充填し、自動車に取付け自動車用燃料として使用しようといふものが近時族出し、昭和十三年十一月一日内務省警保局長及び鐵道省警保局長の連名通牒及び昭和十四年五月二十五日内務省警保局長通牒を以て、壓縮又は液化瓦斯を燃料とする自動車及び瓦斯充填用高壓容器の取締りに關し指示する所あつて、漸く實用の域に達してきたのである。

液化瓦斯は人造石油工場、石油分取工場等から出るアロパン、ブタン級の炭化水素瓦斯を壓縮液化して使用しようとするものであり、壓縮瓦斯及び液化瓦斯ともに瓦斯の供給量及び高壓容器の供給數量に應じ代用燃料として利用すべきであらう。

その他の代用燃料

カーバイドを水に浸して發生するアセチレン瓦斯を、自動車燃料として使用しようと

いふ向も相當あつたが、アセチレン自動車に關しては昭和十四年九月九日附、内務省警保局長通牒を以てその保安上の取締りに關し指示し、さらに同年九月十一日附、内務省警保局長通牒を以て壓縮瓦斯、液化瓦斯、アセチレン瓦斯等を燃料とする自動車の運轉者指導取締りに關し指示があり、かゝる危険な瓦斯取扱ひをなす運轉者、運轉者の備主等に對し注意すべき點を示したのである。目下のところアセチレン自動車はカーバイドの供給關係よりこれを大量に使用することは困難な状態である。

その他液體燃料としてはメタノールも從來種々検討を加へられてきたが、固體燃料としては木炭、煉炭製造の目的を以て秋田、青森等に産出する「サルケ」を炭化して草炭を製造し、都會に於ける廢芥を炭化して廢芥炭の製造が行はれるなど、新たな代用燃料の分野もだん／＼擴大しつつあるのである。

大陸の衛生 (上)

陸軍省醫務局



はしがき

暴支膺懲の大軍が支那大陸に送られてから既に二年半、わが忠勇なる將兵は惡疫瘴癘の地であらゆる困苦缺乏に堪へ、聖戰の目的達成に邁進してゐるが、その占領地の面積は日本の約二倍で、その地域の良民の人口は一億七千萬に達するといはれる。この廣大な地域の衛生状態は戰前吾々の想像した以上に幼稚劣等であつて、至る處に病魔が伏在し、惡疫が潜在してゐる。寒帯から熱帯に互つて、しかも三寒四溫の變調を常とする氣候である上に、衛生思想の乏しい陋俗の民衆が北に南に常に移動して惡疫は常に各地に流行する有様である。そのために將

兵の健康は常に脅かされ、大陸に進出したわが國民の心身は非常に脅威されてゐる。衛生施設の不備と醫務機關が不足してゐる結果、支那大陸は各種の惡疫疾病の暴威蹂躪に任せ、支那の良民は不幸にも常にその危険と慘害に暴露されてゐるのである。

明朗な大東亞を建設するには、先づ支那大陸の衛生状態を改善向上させ、日支兩國國民生活の安全を圖つて日本國民を支那の氣候風土に適合させ、又その人情風俗に順應させ、支那大陸への進出を容易ならしめねばならぬ。又一衣帶水の近きにあるわが帝國が從來もしばしば支那の惡疫の餘波を受けたことは周知の通りであるが、更に今後支那大陸との交通が頻繁となるに従つてわが國

の衛生を脅かす大陸の病毒を搬入する機会がますます多くなることは明らかであつて、この防止についても更に深甚の注意を拂ふ必要がある。

事變以來極寒酷暑の作戦地で皇軍將士が赫々たる戦果を収め得た反面には、惡疫瘴癘の地で活躍する人達を、この災害から防護し作戦を支援なく遂行させた軍衛生部の活躍努力を見のがすことは出来ない。殊に今次事變での衛生成績が劃期的の成果を収めたことは古今を通じて戦史に例のないことである。これは一にわが國醫學の進歩と、勇猛果敢な軍醫以下衛生部員の努力によるもので、衛生勤務の根本方針が着々と眞面目に實現された賜ものである。その方針とは、

- 一、積極的戦力増強
 - 二、防疫の徹底
 - 三、傷病者に對する治療の完璧
- の三大則であつて、部下にその實施の完璧を要望されたのである。

父や兄、子供や弟を戦地に送つた銃後の人達のために

支那の衛生事情と疾病の状況、それからわが戦時衛生機關の活動の様態等を大體述べて参考に供さう。そして一層軍民一致協力して聖戰の目的貫徹に努め、同時に大陸の衛生開發と、戦後に來るべき大慘害の防遏に邁進せんことを願ふものである。

一 支那に於ける一般衛生概況

支那は、主要都市以外は衛生學的には今日なほ未開地であり、都市の衛生施設は近年やゝ見るべきものがあるが、その他の地は全く幼稚であつて、むしろ吾等の想像外といつた方がよい。住民一般の衛生思想は低劣で、種の習慣も亦非衛生的、原始的のものが多く、一般國民の生活程度も極めて低い。全國民の八〇%を占めてゐる農村居住者は貧困で、文化の恵みに浴せず、又現代醫學の恩澤を蒙ることがない有様で、洋醫の數も極めて少く、大體人口五萬に對して一人の割合である。しかもその大部分は大都市に集中されてゐる關係上、農山漁村の住民は僅かに漢方醫の治療を受けるか、或ひは疾病に侵され

てもその儘放つて置くか自分で草根木皮の生薬を飲むか又は賣薬を使用するといふ状態である。従つて賣薬の数は非常に多く、至る處に仁丹その他各種の賣薬の廣告が大々的に掲げてあつて、旅行者が一種奇異の感に打たれる程である。

支那では一般に、赤痢以外の急性傳染病については醫師から届出る規則があるが、前述のやうな状況なので大都市でも届出は十分に行はれてゐない。まして地方は推して知るべきであつて、患者の隔離や汚染家屋、物品の消毒等は勵行されてゐない。豫防法に至つては全く論外と言ふべきで、汚物、糞尿は至る處に撒き散らされてゐるし、患者の死體は土葬にする習慣で、決して火葬にしないから、支那全土は病魔の一大巢窟の觀がある。

上海、南京、北京、天津、青島、廣東等の大都市には新進の支那人洋醫の外、諸外國人の病院や醫院等があり、殊に英米人が基督教傳道の傍ら醫療を施してをり、これ等の内には相當の資格手腕を有する者があり、その施設

も完全なものがある。しかし一方何等の資格もなく無免許で開業し醫療を施してゐるものが跋扈してゐる有様である。

地方には今なほ祈禱、呪文等によつて治療を行ふ舊習が依然として行はれてをり、弱者必滅の自然淘汰がくりかへされてゐるやうな感じである。

一般の衛生狀況がこの通りであつて人口、生産、疾病、死亡、婚姻等に關する統計など信すべきものがなく、又衛生諸規定はあるが、たゞ名文があるだけで、どの程度に實施されてゐるか疑はしいものが多い。

二 大陸の病氣

支那一般の衛生狀況が前述の通りであるから、豫てから、大陸に作戦する場合の兵員の保健衛生を考慮し、地理的衛生狀況を調査して、その準備に遺憾なきを期し、全軍衛生部員はもとより、一兵に至るまで注意を喚起されてゐたのである。事變勃發するや、第一線軍醫は進軍

と共にその土地々々の衛生狀況を速かに探索してそれに対応する處置を講じ、これに追従する野戰衛生機關の衛生部員は更に詳細に調査して、惡疫の軍隊内へ侵入するのを防止する一方、幾多の専門的衛生機關が活動して戰疫蔓延の防止に努めて嚴重な防疫陣を張つた。不明の疾患に對しては極力究明し、又衛生的警察を作つて支那住民間の疾病を探索するやう努力した結果、今日では大體その全貌をつきりさせることができた。そこで今こゝに支那大陸の主要疾病と傳染病、並びに地方病の二、三について概観を記すこととしよう。

コレラ 支那では二千年の昔に既にコレラが発生したことが知られてゐるが、一六六九年にマダガスカルから移入して大流行を起したのを第一回とし、以後毎年どこかの省に發生しないことはなく、その間十數回の大流行がくりかへされてゐた。

日清戰爭の戰病者十一萬四千七百三十四名の中、實に八千五百七十五名がコレラであつて、澎湖島の百人塚、五十人塚、千人塚などはその遺物といはれてゐる。古

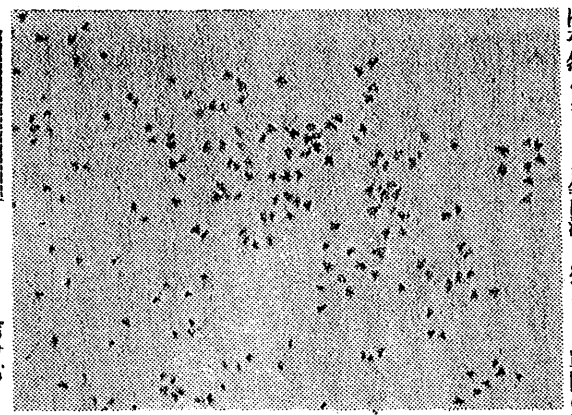
來戰役には殆んど惡疫の流行を伴ひ、「戰役の歴史は即ち戰疫の歴史である」といはれ、戰役によつて招來される民族の興亡、國家の隆頽と惡疫流行の消長とは相關聯してをり、十九世紀の歐米の各戰役では戰闘によつて生ずる損耗よりも戰疫のために失ふ損害の方が遙かに大きい場合が多い。殊にコレラ、チフス、發疹チフス、赤痢、痘瘡、マラリア等の流行が戰役の唯一の原因であつたことも少なくない。かのナポレオンの雄圖は、モスコの二敗によつて瓦解したのであるが、モスコの敗は雪のためでも、寒威のためでもなく、實にチフス、發疹チフス、コレラ等の戰疫流行の結果に外ならなかつたのである。

これらの苦い尊い經驗に基づいて、最近の戰爭では戰疫の豫防、即ち防疫に全力を傾倒するやうになつた。今次の事變でも近代醫學に基調を求め、周到な準備と嚴重な警戒の下に戦ひに臨んだのであるが、何分衛生的未開國での戰爭であり、兵變の巷であるために、昭和十二年と十三年の初めには上海を中心として各地の支那人間にコ

レヲ猖獗を極め、その數二萬に達し、その餘波を受け
て皇軍將士にも罹患したものがあつたが、直ちに中支
と北支に特設した傳染病専門病院に收容して専門的に治
療を施した結果、死亡率も著るしく少く、又徹底した防
疫措置によつて大流行を來すことなく防止することが出
來、驚くべき好成績を挙げたのである。十三年度には、
先づ支那人間の流行を防止するために防疫斥候を派し、
又は衛生的警察を作つて早期発見に努め、患者は直ち
に隔離してその蔓延を防止し、又支那人に強制的に豫
防疫種を施して豫防に努力した。皇軍によつて豫防疫
種を受けた支那人の數は二十萬人の多き上つてゐる。
又軍隊は早期から徹底的の防疫種を張り防疫軍紀の振
作確立に努めた結果著るしく罹患數を減じ、十四年度
には、支那人の間には多數の患者が發生したにも拘
らず、わが軍人、軍屬間には殆んど發生を見ないやうに
なつた。その治療成績も至極良好であつて、今日では
コレラに罹つて死亡する者はない状態となつたのであ
る。

腸チフス、バラチフス 支那全土に互り四季を
通じて支那人の間に散發し、殊に七月から十二月にか
けてが最も多い。皇軍も其の影響を蒙つて、各地で本病
患者が散發性に發生してゐるが流行することはない。こ
れは軍隊内では防疫軍紀が確實に行はれ、患者が發生す
ると直ちに隔離收容し、消毒等も完全に行はれるためであ
る。事變初頭には過勞と入院の時期が遅れたために重
症が多く、死亡者も少くなかつたが、今日ではその治療
も看護も、十分行はれるので死亡することは減少にな
つてゐる。

赤痢 全支に濃厚に淫襲し、しばしば爆發的の
流行をするが、支那人は餘り恐ろしい病氣とは思つてゐ
ない。従つて赤痢には急性傳染病としての届出の義務
も課せられてゐないのである。
輕症型の赤痢は非常に多くて慢性の経過を取りちやう
どアメーバ赤痢のやうな症状を呈する。主として夏期
に流行するが、少數の患者は四季を通じて絶えることがな
く、支那人の症状は概して輕い關係から、下層民は殆んど



(てに非非) 繩るす集群に井天間夜
水を飲ん
だ兵士達
は殆んど
これに罹
り赤い便
を出した
が、その
症状は餘
り強くな
現はれな
かつた。

アメーバ赤痢 主として揚子江下流地方に淫襲
し、一名長江赤痢といはれてゐる程であるが、その他支
那全土にどこにもあり、その跡を絶つことがない。そ

の流行はわれ／＼の想像以上で、上海住民の六乃至七％
は本病に犯されてゐるといふことである。
戦前にも、在留外人もこれに侵されるものが少くなか
つた。今次事變に於て揚子江沿岸に作戦した部隊の中で
一種の營養失調症を呈する患者が相當數發生したが、
この原因は、激烈な戰鬥行動と營養不足と、疲勞その極
に達した場合に感染した細菌性赤痢、アメーバ性赤痢、
マラリア等であると思はれてゐる。

發疹チフス これは支那の饑饉地には何處にも流
行する。一八七八年には北京に、一八八一年には山西省
に、一八八九年には山東省に流行した。
大正十四年には國民黨軍に發疹チフスと回歸熱の大
流行があつたが、その死亡率は約三〇%であつたとい
ふ。
事變以來上海、香港の支那人間に本病の流行を見たが、
わが軍では上海某部隊の兵一名が罹患しただけであつ
た。
その流行状態を示すと次のやうである。

病名	發生地	一二年	一三年	一四年
チフス	上海	一二五	九〇八	一三八
	香港	三八	五二	一三
計		一六三	九六〇	一五一

古今東西の戦疫史を見ても、チフスの流行は作戦に大きな支障を與へてをり、現在では、ソ聯邦、殊に極東ソ聯領域及びバルカン半島等がその病源地である關係から、滿ソ國境に作戦する場合には本病に對する十分な準備を必要とするのである。

一九一四年から一八年に亘る歐洲大戰では各交戦國がチフスの大被害に遭ひ、その傳播者たる鼠の驅除については非常に努力したのであるが、今次の事變では、支那人間の發生狀況が以上の通りであるのに拘らず、皇軍將兵に本病の發見の少いのは、一に日本人が本來身體を清潔に保つ習慣があるからと言へるだらう。

ベスト ベストの流行は實に恐るべきものであるが、支那では南支に腺ベスト、北支に肺ベストが流行するといはれてゐる。



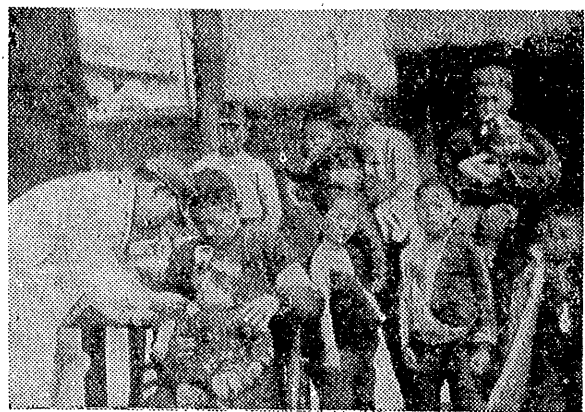
昨年三月海南島攻略戦でわが防疫班がベスト豫防のため、各地の捕獲鼠六十匹を検査したところその二十一匹に有菌鼠を發見、直ちにその防疫に必死の努力を拂つた。その結果、僅かに腺ベスト患者數名を發見したのみで防止することが出来た。

のは大いに特筆すべきことである。北、中支那の占領地

域内では今日までまだベストの發生を認めないのは幸ひである。

痘瘡

全支に蔓延してをり、毎年冬春の候、



強制施行されず、隨意的に奨励施行されてゐる程度で

隨所に散發、或ひは流行を見られたこと、その死亡率高く、六〇%といはれてゐる。

支那では種痘は今日なほ法律的に

あるから、衛生思想の普及が十分でない地方では種痘を受けた者が比較的少く、殊に女性に未種痘者が多い。今次事變で皇軍が踏破した地の各所で支那民に痘瘡患者が發生し、これに伴つて皇軍將兵も少數ではあるが感染罹患した。わが軍ではこれに應じて各種の痘苗を用ひて再種痘を實施してゐるので、これによる慘禍は杞憂にすぎない。

大陸との交通が頻繁となるに従つて支那の悪疫が日本内地に移入される機会が多くなるが、昭和十三年十一月に岡山市民に本病が發生したのを始めとし、内地各地に傳播したことは周知のことである。この初感染経路が上海である事は明らかである。

マラリア

今次事變で最も注目を惹いたのはマラリアである。支那はマラリアの疫病地であつて、全土に亘つて蔓延してゐる。殊に揚子江流域から南支に亘つて淫浸甚だしく、北支那はやゝ稀薄であるが、これまでの内亂によつて軍隊が各地に移動した結果、各地に傳播し至る處各型のマラリアを見るのである。漢口でマラリア

の疑ひある土人一七〇名について調査したところ、熱帯原蟲保有者四〇%、三日熱は四一%、兩者混合保有せるもの六%で、四日熱原蟲保有者は発見されなかつた。

これ等の患者の中、マラリア劑を服藥してゐたものは十數名に過ぎず、他は何の治療も加へず自然に放置してゐたといふことである。

マラリアは蚊によつて傳播することさへも知らず、従つて特殊の防蚊法もない状態である。又武昌の難民のうち外観上健康さうな者三八五名を選んで検査した結果、マラリア原蟲保有者が六三%もあり、それを各型に區別すると、熱帯熱型七二%、三日熱型二七%、四日熱型一%であつた。

また南京で支那人の二七九人について調べたところ、熱帯熱型七二%、三日熱型五七・七%、四日熱型四・三%、三日熱重複感染一七・六%、四日熱重複感染一・一%、三日熱及び四日熱混合感染〇・三%の成績を得た。即ち武昌と南京では原蟲分布の状況が、相反してゐる。

ことがわかると同時に、いかに支那土民間にマラリアが食ひ入つてゐるかを知らることが出来る。

武漢攻略戦でわが將兵に相當多數のマラリア患者が發生したことは事實である。こゝに其の正確な數字を擧げることが出来ないが、このマラリアの検査と治療については現地軍が特に重要視して萬全の策を講じてゐるし、又内地歸還に際しては、全員に對しマラリア原蟲保有の有無を検査して、原蟲保有者に對しては徹底的に治療を加へ得るやうになつてゐる。しかし中には一、二回の検査では洩れる者があるので厚生省とも連絡して最善の方法が講ぜられてゐる。即ち歸還した在郷者がマラリアを再發した時は最寄の陸軍病院で、治療を受けることが出来、又場合によつては地方醫の診療を受けることが出来るやうになつてゐる。

肺結核 肺結核を始め各種の結核性疾患は相當著しく全支に浸透し、殊に青年層に蔓延してゐるが、その精細な統計は得られない。一昨年漢口の難民區の路上に吐かれてあつた喀痰を集めて検査したところ、その

一・五%に結核菌が證明された。更に細密な集菌法とか、咳痰培養とか動物試験等を行へば一層高度の陽性率を示すことであらう。前にも述べたやうな生活様式、衛生思想、醫療機關の状態では今日早急に結核防止の効果を上げることは出来ないであらう。

皮膚病 皮膚病の患者とその種類の多いことは驚くべき程で、戦時状態のためばかりではなく、平時でも下層民には實に多い。治療に来る患者の約半數は疥癬、その他皮膚病の患者と見て差支へなく、殊に疥癬は甚だ多く、その病態は實にひどい。中支、長安附近では、土民の疥癬患者一八四名中四〇・八%は疥癬患者であつたし、武昌難民二二、四二八名中二、四七八名は疥癬患者であつた。皇軍將兵も戦闘が長期に亙る間には不潔な支那民家に宿營するのでこれに感染するものがあるが、一、二回の治療で癒つてしまふ。支那人は一般に皮膚、被服を清潔にすることに無關心であるために皮膚病患者が多いのである。

トラホーム

支那人とトラホームは直ちに聯想さ

れるが、三五%—四〇%はトラホームに罹つてゐる。武昌難民では三六%にトラホーム患者を檢出してゐる。その症状は一〇歳—二〇歳代のものには輕症が多く、四〇歳以上のものには重症者が多かつた。

瘧病 瘧病も多く、廣東、福建省等は支那隨一の流行地と稱されてゐる。この患者數は固より推定し得ないが、全支に五十萬人以上の患者があるといはれてゐる。殊に海南島に極めて多く海口、瓊山だけでも五千人以上あると推定され、秀英瘧病療養所にも約二百名の男女が收容されてゐる。

寄生蟲

支那は世界に冠絶した寄生蟲國であつて、全人口の四分の三は蛔蟲に寄生されてゐるといはれてゐるが、昭和十三年支那某小學校生徒の糞便検査の結果八五%、他の小學校では一〇〇%に蛔蟲卵を證明したのである。十二指腸蟲は蠟業の盛んな區域に多く、南支では人口の四〇%に本蟲が寄生されてゐるといはれてゐる。肝臟チストマは地方別に分布状況に差がある。中支では人口の二〇—三〇%の罹患者があるといはれて

るが、昭和十一年廣東中山大學で、二五〇人の死體を解剖した中四九・二%に本症を發見し、孫逸仙大學の二ヶ年の解剖屍の約八〇%に本症を發見してゐる。昭和十三年十二月以來、武昌市場と難民區内で販賣してゐた魚類五十五種類中、十三種類から肝臟デスマ、胞囊を發見した。わが國民は魚類の生食や生焼を好むが、支那人は決して魚類の生食をせず、必ず骨まで焼ける程度とする。これは支那料理を考へても分ることだが、支那人は永年の經驗によつてこれ等の寄生蟲の災を免れようとする慣習が出來たものと考へられる。

その他肺デスマ、佝血吸蟲病、各種細菌、吸蟲等あらゆる寄生蟲病は全地域に散在してゐるのである。
なほその外に回歸熱、マルタ熱、カラアザール、デング熱、フィラリア、ババタチ熱、ワイル病等を始め各種傳染病、風土病、寄生蟲病等の中、なほ幾多の未究明の熱病があつて、わが醫學の活動を待つてゐるものが多く、さながら疾病陳列館の觀があり、世界中の四百四病、備はらざるはな

ないので省略するが、この惡疾瘴癘の地で活躍する皇軍が、戰病の發生率は著るしく少く戰病史上空前の良好な成績を擧げてゐるのである。
戰地で疾病に冒され死亡した兵員の比率は、日清戰爭では一三・八%、日露戰爭では二五%、今次事變では僅かに〇・七%であることは、いかにわが醫學の進歩と衛生部の活躍が目ざましかつたかを示すものである。即ちわが陸軍衛生部では全力を擧げて積極的に、その豫防と治療に努力してゐるのである。就中その豫防に最大の重點をおいてゐるのである。
(以下次號)

國際時事解説

日ソ國交の調整

外務省情報部

日ソ間に重大危機を思はしめたノモンハン事件は、昭和十四年九月十五日を以て停戰協定の成立を見るに至つたので、こゝに日ソ國交調整の曙光が見出されたのであつた。即ち、停戰協定の締結に際して、わが東郷大使とモロトフ外務人民委員との間に、紛争を惹き起したノモンハン地方に於ける滿洲國と蒙古國民共和國(外蒙)との國境を確定するために、日滿側及びソ蒙側代表各二名づゝより成る委員會を設置するといふことに意見の一致を見たのであつたから、停戰協定の實施と併せて、先づ國境問題の解決に對して交渉が進められたのである。

而してソ聯側に於ては從來缺員であつた駐日大使に、スメターニン氏を任命する等、國交調整の交渉を進める準備を整へたのであつたが、十月三十一日、モロトフ外務人民委員は最高會議に於ける演説の中に、日ソ通商協定を締結する可能性の増大したことを指摘し、日ソ關係の改善について交渉に入る用意のある旨を示唆するところがあり、日ソ關係の全面的調整への發展が期待されるに至つた。
かくてモスコに於ける東郷大使とモロトフ人民委員との間に引續き會談が行はれるとともに、一方、東京に於ても、十一月十五日、野村外相と新任のスメターニン大使との間に會談が行はれ、漁業問題その他の日ソ間の諸懸案について交渉が始められたのである。

滿蒙國境確定交渉は、九月二十七日の東郷大使とモロトフ外務人民委員との會談によつて豫備的折衝が進められたが、數次の會談を経て十一月十三日の會談を以て、日滿ソ蒙の混成委員會を設置し、その前半の會談をソ聯領のチタに於て行ひ、後半を滿洲國領のハルビンに於て開催することに意見の一致を見、さらにその後の會談に於て準備に關する補足的な事項が決定された。

よつて日本側は久保田ハルビン總領事を、また滿洲國は總山外務局政務處長、ソ聯は第一軍兵團參謀長ボグダーノフ少將、蒙古はジャムサロン首相代理をそれぞれ代表に任命し、諸般の準備を整へ、十二月七日からチタに於ていよいよ正式國境確定交渉が開始されたのであつた。

かくてチタ會議は二十五日に至るまで、前後八回に亘つて討議を行つたが、會議は大體順調に進捗し、二十五日第八回會議に於て、會議の今後の順序に關する取極めが作成されたので、以後の會議をハルビンに移すべき旨が發表された。

ハルビンに移された會議は、昨年に引續いて一月七日、混成委員會第九回の會議として開かれ、國境線の圖上劃定に關する問題の討議に入つたが、なほ、十日に第十回會議が開かれ、討議は續行されつゝある。

一方、東京に於ける野村外相とスマタニン大使との會談は、十一月十五日の第一次會談に引續いて二十八日第二次の會談が行はれ、漁業條約に關する交渉が進められ、さらにモスコに於ても、これと前後して東郷大使とモロトフ外務人民委員との間に交渉が行はれつゝあつたが、十五日の會談に於て、モロトフ外務人民委員は、ソ聯政府は一定條件の下に於て、長期に亘る新漁業條約を締結する用意がある旨の重大なる意志表示が行はれたのであつた。越えて二十三日の會談に於て、年内餘日なく充分な討議は困難であるから、とりあへず暫行協定を結ぶべしといふことに意見が一致し、二十七日の會談に於て帝國政府の暫定協定

案を提示して交渉を進め、二十九、三十の兩日に亘る討議の結果、暫行協定は成立を見、三十一日東郷大使とモロトフ人民委員の署名を了したのである。

この暫行協定の内容は、大體昨昭和十四年の暫定取極めと同様であるが、さらにモロトフ外務人民委員は、本昭和十五年中に長期本條約を締結して、この暫行協定に代らしめる趣旨の規定を設けることに同意したのであつた。

かくて右の規定に基づいて長期漁業條約の締結に關する交渉が引續いて今後行はれることになり、こゝに去る昭和十一年以來、毎年紛糾を見て來た漁業條約問題も、やうやく根本的解決への曙光を認めるに至つたのである。

なほ、右の漁業條約の交渉と關聯して、昨年來滿ソ間の懸案となつてゐた、滿洲國の北滿鐵道買収代價最終割賦金の支拂問題がソ聯側から提出されたが、帝國政府としてはこれが解決のために積極的に滿ソ間を斡旋することとなり、漁業條約問題と併行して種々折衝を重ねた結果、過去二十ヶ月餘に亘る滿ソ間の紛争も、こゝに圓滿なる解決を得るに至つた。

即ち、ソ聯政府が滿洲國より受取るべき最終割賦金約六

百萬圓に、その利子及び北滿鐵道讓渡協定金約款による増金を加へた額と、滿洲國がソ聯政府より受取るべき請求額約百三十萬圓に利子を加へた額とを對當額に於て相殺し、残額を滿洲國政府よりソ聯政府に支拂ふことに決定したのである。なほ、右の支拂金については、ソ聯側はその金額の三分の二を下らざる額まで、日滿兩國から物資を購入することに諒解が成立した。

四

かくして、ノモンハン事件の停戦協定より發展して、一方に於て、滿蒙國境の確定交渉が進められると共に、他方最近、例年の如くに紛糾を見た漁業條約についても、とりあへず暫行協定の締結を見、なほ長期基本條約の締結に至るべき見込みもついたのであるが、さらに、豫ねての問題であつた通商問題に關する交渉も開始されるに至り、こゝに日ソ國交調整は、やうやく本格的の軌道に乗らうとしてゐるのである。

通商問題については、十一月下旬頃より、漁業條約の交渉と併行して、東郷大使とモロトフ人民委員との會談に於

て折衝が行はれてゐたが、十二月二十二日、東郷大使とミコヤン外國貿易人民委員との間に、いよ／＼正式交渉を開始すべき具體的の協議が行はれ、爾來數次に互る折衝の結果、帝國政府は東郷大使並びに松島スウェーデン公使を正式代表に任命し、松島代表は十二月二十日東京を出發してモスコに赴き、一月七日、東郷、松島兩代表とミコヤン通商人民委員との第一回會談が行はれ、こゝに通商交渉はいよ／＼本格的折衝に入つたのである。

要するに、日ソの國交調整は滿蒙國境確定、漁業條約及び通商交渉の三方面に互つて、今後引き続き折衝が行はれるのであるが、國境確定も、ノモンハン地方の決定を見たとに於て、さらに滿蒙、滿ソの全面的國境確定、國境紛争の處理解決へと進展すべしとも見られてをり、また、漁業條約は本年中を以て豫ねての懸案である長期基本條約の締結を見るべく、こゝに多年紛糾を續けて來た漁業問題も一應の安定を見ることと期待されてをり、さらに通商協定の成立を見るに至れば、こゝに日ソ關係は正に劃期的の變化を來すこととなるので、その交渉の成行が注目されてゐるのである。

寫眞週報

『讀物頁』を新設します

一月廿四日發行の次號から——
姉妹紙『寫眞週報』が次の一月廿四日號で第百號に達します。昭和十三年二月十六日に創刊號を皆様の御手もとへ送つてから約二年になります。この第百號を迎へるに當つて一段の飛躍を期するために、この號から寫眞週報に『讀物頁』八頁を設けることにいたしました。この『讀物頁』は時局の動きや政府の方針を、絲の『週報』よりもすつとくだけて、わかり易くお傳へし、懇かな讀物を提供しようとするもので、各方面から熱心に要望されてゐる『週報大衆版』週報家庭版『要求の聲』にも應へるものと思ひます。
しかしバルブ資源の貴重な戦時下の今日、紙の國策は『週報』、『寫眞週報』も實行しなくてはなりません。そこで『讀物頁』新設と同時に、グラフ頁は當に表紙共二十頁とし（現在は二十頁と二十四頁との交代制）、讀物頁の用紙は『週報』の建頁を按配してこれに振り向けることになりました。
かくして『寫眞週報』はグラフ頁の刷新と相まつて、飛躍的發展を期して居ります。『週報』と共に御愛讀の聲を。

第百號を迎ふ

最近公布の法令

内閣官房總務課

- ◆興亞院官制中改正ノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十三號)
- ◆司法部内臨時職員設置制中改正ノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十二號)
- ◆拓務部内臨時職員設置制中改正ノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十二號)
- ◆厚生部内臨時職員設置制中改正ノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十三號)
- ◆昭和十四年法律第六十七號著作權二關スル法律施行期日ノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十四號)
- ◆昭和十四年法律第六十七號第一條第三項ノ規定ニ依リ著作物ノ範圍ヲ定ムルノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十五號)
- ◆昭和十四年法律第六十七號を十二月十五日より施行し、これに伴つて同法第一條第三項は同法律の適用せられる著作物の範圍は、勅令を以て定むべきことを規定してゐるのでその範圍を一、小説 二、脚本 三、樂曲ヲ件フ場合ニ於ケル歌詞 四、樂曲と限定したものである。
- ◆職業紹介法施行令 (十二月十三日公布勅令第八百三十六號)
- ◆樺太職權業紹介所官制 (十二月十三日公布勅令第八百三十七號)

- ◆總動員物資使用收用令 (十二月十六日公布勅令第八百三十八號)
- ◆物資利用委員會官制 (十二月十八日公布勅令第八百三十九號)
- ◆映畫委員會官制 (十二月二十日公布勅令第八百四十一號)
- ◆映畫法第十九條に依り設置せられしもので内務大臣の監督に屬し内務大臣、文部大臣又は厚生大臣の諮問に應じて映畫法第十九條第一項の事項を調査審議するもので、尙ほ映畫に關する事項につき關係各大臣に建議することが出来る。
- ◆文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件 (十二月二十日公布勅令第八百四十二號)
- ◆廳府縣臨時職員等設置制中改正ノ件 (十二月二十日公布勅令第八百四十二號)
- ◆預金部資金運用規則中改正ノ件 (十二月二十日公布勅令第八百四十三號)

れた法人以外の法人或ひは滿洲國法人等外國人の發行に係る債券の應募、引受又は買入に關しては運用の途がなかつたのであるが、今回これ等に關し政府保証或ひは外國政府保証のある場合預金部資金運用の途を拓くこととし、尙ほ又預金部資金の出納の執行を大藏大臣事務簡捷上これを部下の官吏に委任し得ることとしたものである。

◇海運組合法施行期日ノ件 (十二月二十日勅令第八百四十四號)

◇海運組合法施行令 (十二月二十日勅令第八百四十五號)

◇演劇、映畫、音樂等改善委員會官制 (十二月二十日勅令第八百四十六號)

◇演劇、映畫、音樂等は國民生活と密接な關係を有しその社會風教に及ぼす影響は頗る大なるものがあるため、これ等の事項に關し改善指導の方策を講じ以て國民的自覺の強化、情操の涵養に資せんがため文部大臣の監督に屬する演劇、映畫、音樂等改善委員會を設けられたものである。

◇航空研究所官制中改正ノ件 (十二月二十三日勅令第八百四十七號)

◇化學研究所官制中改正ノ件 (十二月二十三日勅令第八百四十八號)

◇農林部内閣臨時職員設置制中改正ノ件 (十二月二十三日勅令第八百四十九號)

◇高等官等傳給令中改正ノ件 (十二月二十三日勅令第八百五十號)

當分の内米穀局に於て米穀、小麦、小麥粉等主要食糧農産物の需給統制方策の企畫に關する事務を掌らしめ、右の事務及び米穀の配給統制に關する事務に従事せしめるため米穀局に書記官二人、事務官三人(内一人を勅任と爲す)を得る。技師二人等を増員し、これに伴つて勅任官たる農林事務官の官等及び俸給を定めたものである。

◇武道振興委員會官制 (十二月二十三日勅令第八百五十一號)

武道の重要性に鑑み、その振興に關する根本方策等重要事項を調査審議するため厚生大臣の監督の下に武道振興委員會を設け、調査することとしたもので、同委員會は文部大臣及び厚生大臣の諮問に應ずる外、尙ほ同一事項につき關係各大臣に建議をなし得る。委員一人(厚生大臣を以て充つ)、委員三十人以内及び臨時委員を以て組織されることになつてゐる。

◇關東局官制中改正ノ件 (十二月二十三日勅令第八百五十二號)

◇神宮ニ於テ行フ昭和十五年ノ紀元節祭ニ關スル件 (十二月二十三日勅令第八百五十三號)

昭和十五年の紀元節は、神武天皇御即位紀元二千六百年に相當するにつき、曩に異くも神宮の紀元節祭に奉幣あらせらるゝ旨仰出の次第あり、同祭を重からしめてこれを大祭とせられたものである。

◇官國幣社以下神社ニ於テ行フ昭和十五年ノ紀元節祭ニ關スル件 (十二月二十三日勅令第八百五十四號)

これに先述べたと同一趣旨に依り昭和十五年の紀元節祭はこれを大祭とせられたものである。

◇宗教團體法施行期日ノ件 (十二月二十七日勅令第八百五十六號)

◇宗教團體法施行令 (十二月二十七日勅令第八百五十七號)

◇職員健康保險法施行令 (十二月二十七日勅令第八百五十八號)

職員健康保險法中保險給付、保健施設及び費用の負擔に關する規定を除いた規定を昭和十四年十二月二十六日より施行し、これに伴つてその施行に必要な規定を定めたものである。

◇造船事業委員會官制 (十二月二十六日勅令第八百五十九號)

造船事業法施行に伴ひ造船大臣の監督に屬する造船事業委員會を設けられたもので、同委員會は造船事業法第十六條第一項の規定に依りその権限に屬せしめたる事項及び關係各大臣の諮問に應じて造船事業に關する重要事項を調査審議し、會長一人(造船大臣)及び委員三十人以内を以て組織される。

◇警視廳官制中改正ノ件 (十二月二十六日勅令第八百六十號)

北海道廳官制中改正ノ件 (十二月二十六日勅令第八百六十一號)

◇地方官官制中改正ノ件 (十二月二十六日勅令第八百六十二號)

職員健康保險法の施行に伴ひ、その關係事項を警視廳保安部、北海道及び各府縣警察部等の所管事務に追加するための改正である。

◇應府縣臨時職員等設置制中改正ノ件 (十二月二十六日勅令第八百六十三號)

職員健康保險法施行に關する事務に従事せしめるため、警視廳に屬三十二名、北海道廳に屬四名及び各府縣に屬して屬四十三名を配置するための改正である。

◇借地法及借家法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件 (十二月二十六日勅令第八百六十四號)

借地法及借家法を昨十四年十二月二十八日より東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣及び愛知縣の各府縣の内未だこれを施行せざる地區並びに廣島縣、山口縣下關市、福岡縣に施行することとし、又借地借家調停法を同様昨十四年十二月二十八日より廣島縣、山口縣下關市及び福岡縣に施行することとしたものである。

◇罰法省官制中改正ノ件 (十二月二十七日勅令第八百六十六號)

◇登録稅法施行規則中改正ノ件 (十二月二十七日勅令第八百六十七號)

◇登録稅法中改正法律(昭和十五年一月一日より施行)の施行に伴ひ必要な改正を行つたものである。

◇明治三十九年勅令第二百十九號續事官ノ取扱フ登記ノ登録稅ニ關スル件(改正ノ件) (十二月二十七日勅令第八百六十八號)

商法の改正及び有限會社法の制定に因り新に登記を要する事項の登記につき登録稅を課し且つ領事官の取扱ふ商業登記等の登録稅を引上げるため改正を行つたものである。

◇商法中改正法律施行法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (十二月二十七日勅令第八百六十九號)

◇關東州裁判事務取扱令中改正ノ件 (十二月二十七日勅令第八百七十號)

◇樺太施行法律特例中改正ノ件 (十二月二十七日勅令第八百七十一號)

◇南洋群島裁判事務取扱令中改正ノ件 (十二月二十七日勅令第八百七十二號)

◇南洋拓殖株式會社令中改正ノ件 (十二月二十七日勅令第八百七十三號)

右はいづれも商法中改正法律施行法施行に伴ひ關係法令を制定又は改正したものである。

◇大正十年勅令第三百二十八號東亞同文會ノ設立スル件 (十二月二十七日勅令第八百七十四號)

東亞同文會の經營する東亞同文書院大學に關しては大學生に依らしめることとしたもので、尙ほ現に同會の經營する東亞同文書院に關しては依然従前の例に依ることになつてゐる。

昭和十四年法律第二十三號續業法中改正法律施行期日ノ件

續業賠償ニ關スル調停及仲裁判斷ノ手續料等ニ關スル件
本年三月二十四日を以て公布された法律第二十三號續業法中改正法律の施行期日を昭和十五年一月一日と定め、これに伴つて同法に依る調停の申立及び仲裁判斷の申立の手續料等を定めたものである。
友好及文化的協力ニ關スル日本國ハンガリー國間條約
わが國とハンガリー國との間に存する友好及び相互的信賴の關係を一層強固ならしめるため、兩國間にその友好及び文化的協力に關し締結されたもので昨年十二月三十日から實施された。
大正六年勅令第五十九號稅關支署ノ名稱位置及管轄區域ノ件中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十七號)
稅務署官制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十八號)
七尾市、下松市、鎌倉市、館山市及び日立市の市制施行に伴つて稅關支署の位置及び管轄區域或は稅務署の管轄區域に所要の改正を加へたものである。
司法部内臨時職員設置制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十九號)
裁判所職員定員令中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百九十號)
經濟犯罪に關する事務及び經濟犯罪の捜査及び裁判に關する事務並びに借地法、借家法及び借地借家調停法に關する事務等に從事する司法事務官、司法屬、裁判所書記及び判事並に檢事の増員を行つたものである。
文部省官制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十一號)
官立工業大學官制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十二號)
精密機械に關する學理及び應用の研究を掌るため東京工業大學

に精密機械研究所を附屬せしめることとし、同研究所の所長、所員、助手及び書記等の職員並びにそれに従事すべき教授、助教、助手及び書記等の増員に關し規定したものである。

選信部内臨時職員設置制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十三號)
厚生部内臨時職員設置制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十四號)
保險院官制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十五號)
資金委員官制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十六號)
國家總動員法に基づく資金臨時措置令の施行に伴ひ道府縣資金委員會委員の定員を十五人より二十人に増員したものである。
朝鮮總督府内臨時職員設置制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十七號)
朝鮮總督府選信官署官制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百八十八號)
朝鮮總督府選信保險技師ノ任免、待遇、俸給、休職及加俸ニ關スル件
(十一月二十八日勅令第八百八十九號)
朝鮮に於ける選信業務の増加に伴ひその關係職員たる選信事務官一人、選信書記八十八人、選信技師三十七人、選信書記補五十一人を増員し、朝鮮簡易生命保險事業の膨脹發展に伴ひ、朝鮮總督府選信保險技師を設置する必要がある改正である。
京城帝國大學官制中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百九十號)
京城帝國大學に於ける生業に關する研究の徹底を期するため、京城帝國大學に附屬生業研究所を設置するための改正である。
昭和十四年法律第七十八號寺院等ニ無償ニテ貸付シタル國有財産ノ處分ニ關スル法律施行期日ノ件
(十一月二十八日勅令第八百九十一號)
昭和十四年法律第七十八號寺院等ニ無償ニテ貸付シタル國有財産ノ處分ニ關スル法律施行期日ノ件
(十一月二十八日勅令第八百九十二號)

昭和十四年法律第七十八號を昭和十五年四月一日より施行することとし、これに伴ひ同法施行のため必要な事項を規定したものである。

南洋群島煙草稅令中改正ノ件
(十一月二十八日勅令第八百九十三號)
内地及び朝鮮に於ける煙草小賣定價の値上に伴ひ南洋群島に於ける煙草稅の引上を爲したものである。
船舶建造檢査補給及損失補償法施行期日ノ件
(十一月二十八日勂令第八百九十四號)
船舶建造檢査補給及損失補償法施行令
(十一月二十八日勅令第八百九十五號)
船舶建造檢査補給及損失補償法を昭和十五年一月一日より施行し、これに伴つてその施行に必要な規定を定めたものである。
南洋群島ニ於ケル航空ニ關スル件
(十一月二十八日勅令第八百九十六號)
南洋群島に於ける航空事業の現狀に鑑み、その開港な發達を圖るため制定されたもので、本令に依れば南洋群島に於ける航空に關しては航空法第三十七條、第三十八條、第四十二條、第四十三條及び第四十七條を除くの外同法に依るものとし、但し同法第三條中勅令とあるを南洋總令とするほか所要の變更が加へられてゐる。
重要肥料委員官制中改正ノ件
(十一月二十九日勅令第八百九十七號)
肥料行政を農林省主管と爲すことになつたので、從來内閣總理大臣の監督に屬してゐた重要肥料委員官を農林大臣の監督に屬することとしたものである。
大正五年初令第九十六號外國在勤ノ外務省警務官ニ關スル件中改正ノ件
(十一月二十九日勅令第八百九十八號)
海軍燃料廠令中改正ノ件
(十一月二十九日勅令第八百九十九號)
航空法第二十三條ノ三第二項ノ規定ニ依リ工作物ノ除去ヲ命

ジタル場合ニ於テ其ノ所有者等ニ支拂フベキ移轉等ノ費用ニ付前金拂フ爲スコトヲ得ルノ件
(十一月二十九日勅令第九百號)

航空法第二十三條ノ三第二項の規定に依つて特別地域内に存する工作物の除去を命じた場合に於て、その除去を容易ならしめるためその所有者等に對し政府の支拂ふべき移轉等の費用は前金拂を爲し得ることにし、會計規則の特例を認めたものである。
工場事業場使用收用令
(十一月二十九日勅令第九百一號)
軍需品等の生産力擴充上現存施設の最も有效な利用を圖るため、國家總動員法第十三條第一項の規定に基づいて、軍用に供する物資その他總動員物資の生産修理を爲す工場事業場又はこれに轉用することを爲す施設につき、その使用又は收用を爲し、從業者を供用せしめ及び特許發明又は登録實用新案を爲す必要があるもので制定されたものである。
土地工作物管理使用收用令
(十一月二十九日勅令第九百二號)
國家總動員法第十三條第三項に基づき軍需品等の生産力擴充その他國家總動員目的達成のため必要な土地又は家屋その他の工作物の管理、使用又は收用を爲すの必要あるため制定されたものである。
昭和十四年法律第四十一號保險業法改正法律施行期日ノ件
(十一月二十九日勅令第九百三號)
保險業法施行令
(十一月二十九日勅令第九百四號)
明治三十三年勅令第三百八十號外國保險會社ニ關スル件中改正ノ件
(十一月二十九日勅令第九百五號)
昭和十四年法律第四十一號を昭和十五年一月一日より施行することとし、これに伴ひ同法施行のため必要な事項を規定し、外國保險會社に關する規程についても保險業法の改正に伴ふ所要の改正をなしたものである。

文部省推薦圖書紹介

◇物質と光(河野與一) 本書は量子物理学の行方つまりに際し新しい道を拓いてノーベル賞を與へられたドゥ・ブローイの現代物理学の概観とその哲學的考察に關する諸論文を輯めたもので、近代科学の精髓とも云ふべき量子物理学の概要を知り得ると共に、科學するものの精神を把握することが出来る書である。多少難解ではあるが、譯筆も流暢で、一般知識人に適する科學書である。
 (分冊新書、上二巻、定價各五〇錢、送料各六錢、發行東京市神田區一ツ樹二ノ三岩波書店、振替東京二六二四〇番)

官廳編輯圖書だより

◇時局農村の副業と工業(農林省副業課編) 過般窮迫せる農山漁村の救済のため副業・農村工業が奨励され、それが數年を出でずして相當の實績があり、しかも今日の重大時局に際し軍需品の供出、海外輸出等幾多重要な役割を果しつつある時に當り、最も適當と認められる副業・農村工業を選び、

製造販賣等事業の經營に關しそれらの専門家が重要副業・農村工業二十一種を選択し分擔執筆したものである。内容は農産・畜産・林産・水産關係等に分かれ、懇切詳細に述べられたもので斯業奨励の任に當るもの及び一般業者にとつて必須なものである。(四六四四一〇頁、定價三圓、送料一圓、發行東京市神田區一ツ木町三ノ二岩波書店、振替東京二四一八〇番)

◇山鹿素行集 一巻四巻一 本書は國民精神文化に關する文獻資料の中思想家著作集の一として編纂されたもので、「中朝事實」の著者山鹿素行に就いては、今更贅言を要しないのであるが、其の聖教、聖學、實學、武教等の名を以て唱道した所は、一般の俗學を排し、我が神武聖文の本原を極めたもので、以て國體の本義を明徴にしたものである。今日の教學刷新の機に當り、かくの如き特質を持つ素行の遺著が刊行されたのは誠に意義深い事である。本書は兒童に武教の實を知らしめんが爲めに編纂した武經七書講義の中、孫子、吳子、司馬法、大宗間對を收む(第百七〇二頁、定價六圓、送料三錢、發行東京市品川區上大崎長善九二八四國民精神文化研究所)

週報

昭和十五年一月十七日印刷發行
 編輯部 内閣情報部
 東京市麹町區永田町
 印刷部 内閣印刷局
 東京市麹町區大手町

定 價 一 部 五 錢(送料別)
 (送料別) 郵費に依り増額
 ▲除約送郵券の方は一部五錢(外國郵便に依り増額は十錢)の割合を以て前金を送へ御申込み下さい。
 ▲特大額の場合は其の都度御持込より差額を申受け下さる。

申 込 所 内閣印刷局發行課
 電話九ノ森三五一九
 振替東京一九〇〇番
 全国各地官報販賣所
 東都書籍株式會社
 東京市神田區神保町一ノ三三
 振替東京九三九〇番
 各書店・驛書店

御 注 意
 ▲本誌より轉載の場合は必ず「週報情報」より轉載の旨を明記し、且つ右轉載を内閣情報部印刷課宛に御送付下さい。
 ▲本誌記事の転載は御断り致します。
 ▲御断りなくして御持込や印刷に關しての御意見を内閣情報部宛に御送付下さい。
 ▲本誌を他へお送りの方は郵費一部五圓(本誌へ御持込の場合は郵費一部五圓)

7 國策の線に沿って

國民貯蓄は 保險から

保險は眞のたのしみ

保險は有利な貯蓄なり

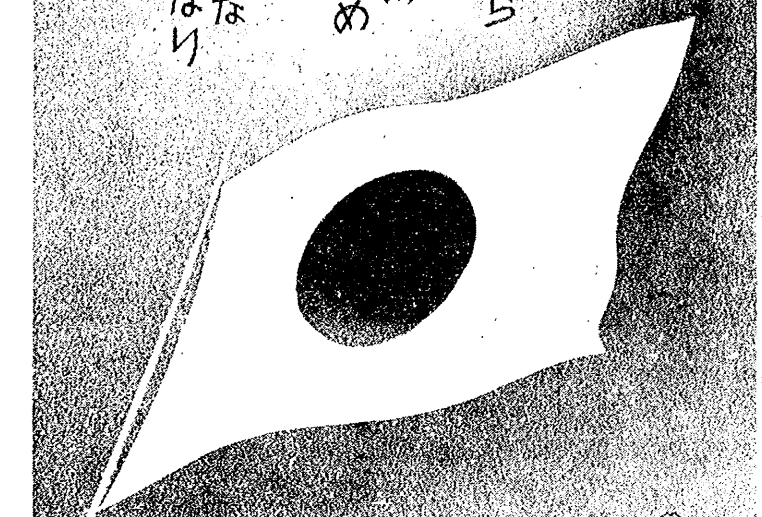


住友生命

大阪 北

7國策の線に沿って

國民貯蓄は
保險から
保險は身のため
國のため
保險は有利な
貯蓄なり



住友生命
大 阪
北 濱

文部省推薦圖書紹介

◇物質と光(フレイグ) 本書は量子物理学の行きつ戻りつに際し新しい道を拓いてノーベル賞を興へられたドブ・フレイグの現代物理学の概観とその哲學的考察に関する諸論文を輯めたもので、近代科学の精髓とも云ふべき量子物理学の概要を知り得ると共に、科学するものの精神を把握すること亦出来る書である。多少難解ではあるが、譯者も流暢で、一般知識人に適する科原書である。
 (定価洋書) 上下巻、定価各五圓、送料各六錢、發行東京市神田區一ツ橋二丁目四番五号、振替東京二六四〇番)
 ◇官廳編輯圖書だより
 ◇時局農村の副産と工業(農林省副産課) 過般窮乏せる農山漁村の救済のため副産と農村工業が奨励され、それが数年を出て予して相當の實績をあげ、しかも今日の重大時局に際し軍需品の供出、海外輸出等幾多重要な役割を果しつつある時に當り、最も適當と認めれる副産・農村工業を選び、

製造販賣等事業の經營に關しそれらの専門家が重要副産・農村工業二十一種を選擇し分擔執筆したものである。内容は農産、畜産、林産、水産關係等に分かれ、懇切詳細に述べられたもので斯業奨励の任に當るもの及び一般業者にとつて必須なるものである。(四六四頁) 定価三圓、送料二圓、發行東京市本區一ツ橋二丁目四番五号、振替東京二六四〇番)
 ◇山鹿素行集 一冊四卷一 本書は國民精神文化に關する文獻資料の中心思想家著作集の一として編纂されたもので、「中朝事實」の著者山鹿素行に就いては、今更嘗言を要しないのであるが、其の聖教、聖學、實學、武教等の首を以て唱道した所は、一般の俗學を排し、我が神武聖文の本原を極めたもので、以て國體の本義を明徴にしたものである。今日の教壇刷新の機に當り、かくの如き特質を持つ素行の遺著が刊行されたのは誠に意義深い事である。本書は兒童に武教の實を知らしめんが爲めに編纂した武經七書詠義の中、孫子、吳子、司馬法、大司馬對を收む(四七〇頁、定価六圓、送料三錢、發行東京市品川區上大崎五丁目二八番四號、住友生命文化研究所)

注意	御達	所	申	定	價
▲本誌より發售の場合には必ず「内閣印刷局」より發售の旨を明記し、且つ首端に「五錢」の印を捺すこと。 ▲本誌記事の複製は断然禁止。 ▲本誌記事に對する御意見や御質問は、必ず「御意見」欄に記入し、且つ「五錢」の印を捺すこと。 ▲本誌を他へお送りの場合には必ず「五錢」の印を捺すこと。 ▲本誌へ廣告御希望の場合は必ず「五錢」の印を捺すこと。	昭和三十五年一月十七日印刷發行 印刷部 東京市神田區本町四丁目 内閣總理大臣官舎内 印刷局 東京市神田區本町四丁目	一部 五錢(送料別)	内閣印刷局發行課 電話九ノ路(五)一〇一九 振替東京二六四〇番	全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區本町四丁目二二三 振替東京九三三九〇番	各書店・賣店

露光量違いにより重複撮影

昭和十一年十一月十七日 第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日発行)

ニッサントラックバス

現時局下に於て國産自動車工業の使命は愈々重大性を加へ平戦兩時を通じ、その國內保有並に製造能力確保の絶對必要を認識せられ、深甚なる御支援を賜り厚く御禮申上ます今後益々御愛顧御指導の程幾重にも願上ます。

營業所	
東京	東京市京橋區銀座
大阪	大阪市西區五丁目
名古屋	名古屋市中區大須町
京都	京都市京橋區前
横浜	横浜市神奈川區高島町
神戸	神戸市灘區岩屋町
福岡	福岡市東區中洲町
東京	京橋府西六門
東京	埼玉縣與野町
千葉	千葉市新町
上海	上海英租界
北京	北京王府大街六五號
(全圖各地に販賣店あり)	



東京 日産自動車販賣株式会社 丸の内

(判LA5) 格規定圖はさき大の書本)

内閣印刷局印刷發行